

令和4年白老町議会定例会12月会議会議録（第4号）

令和4年12月16日（金曜日）

開 議 午前10時02分

散 会 午後 2時29分

○議事日程 第4号

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議会運営委員長報告
- 第 3 議案第 7号 職員の給与に関する条例及び白老町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 4 議案第 8号 特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 5 議案第 9号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 6 議案第 1号 令和4年度白老町一般会計補正予算（第9号）
- 第 7 議案第 2号 令和4年度白老町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 第 8 議案第 3号 令和4年度白老町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 第 9 議案第 4号 令和4年度白老町水道事業会計補正予算（第1号）
- 第10 議案第 5号 令和4年度白老町立国民健康保険病院事業会計補正予算（第2号）
- 第11 議案第 6号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 第12 議案第10号 定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について
- 第13 議案第11号 消防指令業務に係る事務の委託に関する協議について
- 第14 議案第12号 特別職の職員で常勤のもの給与の減額に関する条例の制定について
- 第15 諮問第 1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第16 諮問第 2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第17 報告第 1号 専決処分の報告について
(工事請負契約の金額の変更について)
- 第18 報告第 2号 定期監査の結果報告について
報告第 3号 例月出納検査の結果報告について
- 第19 承認第 1号 議員の派遣承認について
- 第20 意見書案第10号 带状疱疹ワクチンへの助成並びに定期接種化を求める意見書(案)
- 第21 意見書案第11号 インボイス制度導入の延期を求める意見書(案)
- 第22 常任委員会所管事務調査の報告について
(総務文教常任委員会)
(産業厚生常任委員会)

(広報広聴常任委員会)

第23 諸般の報告

(次期所管事務調査の報告、要望書等の配付)

第28 休会について

○会議に付した事件

- 議案第 7号 職員の給与に関する条例及び白老町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 8号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 9号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 1号 令和4年度白老町一般会計補正予算(第9号)
- 議案第 2号 令和4年度白老町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)
- 議案第 3号 令和4年度白老町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)
- 議案第 4号 令和4年度白老町水道事業会計補正予算(第1号)
- 議案第 5号 令和4年度白老町立国民健康保険病院事業会計補正予算(第2号)
- 議案第 6号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 議案第10号 定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について
- 議案第11号 消防指令業務に係る事務の委託に関する協議について
- 議案第12号 特別職の職員で常勤のものの給与の減額に関する条例の制定について
- 諮問第 1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 諮問第 2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 報告第 1号 専決処分の報告について
(工事請負契約の金額の変更について)
- 報告第 2号 定期監査の結果報告について
- 報告第 3号 例月出納検査の結果報告について
- 承認第 1号 議員の派遣承認について
- 意見書案第10号 带状疱疹ワクチンへの助成並びに定期接種化を求める意見書(案)
- 意見書案第11号 インボイス制度導入の延期を求める意見書(案)
- 常任委員会所管事務調査の報告について
(総務文教常任委員会)
(産業厚生常任委員会)
(広報広聴常任委員会)
-

○出席議員(14名)

1 番 久 保 一 美 君	2 番 広 地 紀 彰 君
3 番 佐 藤 雄 大 君	4 番 貳 又 聖 規 君
5 番 西 田 祐 子 君	6 番 前 田 博 之 君
7 番 森 哲 也 君	8 番 大 淵 紀 夫 君
9 番 吉 谷 一 孝 君	10 番 小 西 秀 延 君
11 番 及 川 保 君	12 番 長 谷 川 か お り 君
13 番 氏 家 裕 治 君	14 番 松 田 謙 吾 君

○欠席議員（なし）

○会議録署名議員

9 番 吉 谷 一 孝 君	10 番 小 西 秀 延 君
11 番 及 川 保 君	

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	戸 田 安 彦 君
副 町 長	古 俣 博 之 君
副 町 長	竹 田 敏 雄 君
教 育 長	安 藤 尚 志 君
総 務 課 長	高 尾 利 弘 君
企 画 財 政 課 長	大 塩 英 男 君
政 策 推 進 課 長	富 川 英 孝 君
産 業 経 済 課 長	工 藤 智 寿 君
生 活 環 境 課 長	三 上 裕 志 君
町 民 課 長	久 保 雅 計 君
税 務 課 長	本 間 弘 樹 君
上 下 水 道 課 長	舛 田 紀 和 君
建 設 課 長	瀬 賀 重 史 君
健 康 福 祉 課 長	下 河 勇 生 君
高 齢 者 介 護 課 長	山 本 康 正 君
学 校 教 育 課 長	鈴 木 徳 子 君
生 涯 学 習 課 長	伊 藤 信 幸 君
消 防 長	後 藤 悟 君
病 院 事 務 長	村 上 弘 光 君
代 表 監 査 委 員	野 本 裕 二 君
消 防 課 長	加 藤 肇 君

○職務のため出席した事務局職員

事務局 長	本間 力 君
主 査	八木橋 直 紀 君

◎開議の宣告

- 議長（松田謙吾君） ただいまから休会前に引き続き議会を開催いたします。
これより本日の会議を開きます。

（午前10時02分）

◎会議録署名議員の指名

- 議長（松田謙吾君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第109条の規定により、議長において、9番、吉谷一孝議員、10番、小西秀延議員、11番、及川保議員を指名いたします。よろしく願いいたします。

◎議会運営委員長報告

- 議長（松田謙吾君） 日程第2、議会運営委員長報告をいたします。

議会運営委員会委員長から本日の再開前に開催した議会運営委員会での本会議の運営における協議の経過と結果について報告の申出がありましたので、これを許可いたします。

議会運営委員会小西秀延委員長、登壇願います。

〔議会運営委員会委員長 小西秀延君登壇〕

- 議会運営委員会委員長（小西秀延君） 議長の許可をいただきましたので、本日の会議前に開催した議会運営委員会の経過と結果についてご報告いたします。

本委員会での協議事項は、定例会12月会議の運営に関する件であります。

まず、審議当日の配付としている諮問第1号及び諮問第2号の人事に係る議案2件と、本日、町長の提案に係るものとして特別職の職員で常勤のもの給与の減額に関する条例の制定1件の追加議案の提出がありました。

それぞれ古侯副町長から説明があり、いずれも、本日の議事日程といたしました。

以上、議会運営委員長の報告といたします。

- 議長（松田謙吾君） 議会運営委員長の報告がありました。

委員長報告に対し、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

これで委員長報告は報告済みといたします。

◎議案第7号 職員の給与に関する条例及び白老町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 議長（松田謙吾君） 日程第3、議案第7号 職員の給与に関する条例及び白老町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題に供します。

議案の説明を求めます。

高尾総務課長。

○総務課長（高尾利弘君） 議7—1、議案第7号でございます。職員の給与に関する条例及び白老町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

職員の給与に関する条例及び白老町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和4年12月9日提出。白老町長。

改正条文、別表の改正の朗読は省略させていただきます。

少し飛びます。議7—12をお開きください。附則でございます。

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和5年4月1日から施行する。

2 第1条及び第3条の規定による改正後の給与条例（次項において「第1条改正後給与条例」及び「第3条改正後給与条例」という。）の規定は、令和4年4月1日から適用する。

（給与の内払）

3 第1条改正後給与条例及び第3条改正後給与条例の規定を適用する場合には、第1条及び第3条の規定による改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与は、第1条及び第3条改正後給与条例の規定による内払とみなす。

次のページ、議案説明でございます。令和4年8月8日人事院は、官民給与の格差を是正するため国家公務員に係る給与の改定を行うことが必要であるとして、月例給の平均0.3%の引上げ、特別給の支給月数0.1月分の引上げ等の勧告を行った。国においては、勧告どおり実施することとする法律改正が行われたことから、本町においてもこれに準じて改正を行い、本年4月から官民の年間給与を均衡させる観点から、令和5年1月期で所要の調整を行うため、関係条例の一部を改正するものであります。

次のページ、議7—15から18までの新旧対照表の朗読は省略させていただきます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

職員の給与に関する条例新旧対照表（第1条による改正）

改正前	改正後
<p>（勤勉手当）</p> <p>第20条 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、町長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員当該職員の勤勉手当基礎額に、当該職員がそれぞれそ</p>	<p>（勤勉手当）</p> <p>第20条 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、町長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員当該職員の勤勉手当基礎額に、当該職員がそれぞれそ</p>

<p>の基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に100分の95を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の45を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 略</p> <p>別表第1 略</p> <p>別表第2 略</p> <p>別表第3 略</p> <p>別表第4 略</p>	<p>の基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に、<u>6月に支給する場合には100分の95、12月に支給する場合には100分の105</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の45、12月に支給する場合には100分の50</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 略</p> <p>別表第1 <u>改正</u></p> <p>別表第2 略</p> <p>別表第3 <u>改正</u></p> <p>別表第4 <u>改正</u></p>
---	---

職員の給与に関する条例新旧対照表（第2条による改正）

改正前	改正後
<p>(勤勉手当)</p> <p>第20条 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、町長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員当該職員の勤勉手当基礎額に、当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に、<u>6月に支給する場合には100分の95、12月に支給する場合には100分の105</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員当該再任用職員の勤勉手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の45、12月に支給する場合には100分の50</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 略</p>	<p>(勤勉手当)</p> <p>第20条 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、町長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員当該職員の勤勉手当基礎額に、当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に<u>100分の100</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の47.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 略</p>

白老町一般職の任期付職員の採用等に関する条例新旧対照表（第3条による改正）

改正前	改正後																								
(給与に関する特例)	(給与に関する特例)																								
第7条 特定任期付職員には、次の給料表を適用する。	第7条 特定任期付職員には、次の給料表を適用する。																								
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">号俸</th> <th style="text-align: center;">給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;"><u>375,000円</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: center;">422,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: center;">472,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4</td> <td style="text-align: center;">533,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5</td> <td style="text-align: center;">608,000円</td> </tr> </tbody> </table>	号俸	給料月額	1	<u>375,000円</u>	2	422,000円	3	472,000円	4	533,000円	5	608,000円	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">号俸</th> <th style="text-align: center;">給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;"><u>376,000円</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: center;">422,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: center;">472,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4</td> <td style="text-align: center;">533,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5</td> <td style="text-align: center;">608,000円</td> </tr> </tbody> </table>	号俸	給料月額	1	<u>376,000円</u>	2	422,000円	3	472,000円	4	533,000円	5	608,000円
号俸	給料月額																								
1	<u>375,000円</u>																								
2	422,000円																								
3	472,000円																								
4	533,000円																								
5	608,000円																								
号俸	給料月額																								
1	<u>376,000円</u>																								
2	422,000円																								
3	472,000円																								
4	533,000円																								
5	608,000円																								
2～4 略	2～4 略																								
(給与条例の適用除外等)	(給与条例の適用除外等)																								
第8条 略	第8条 略																								
2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第17条の2第3項及び第19条第2項の規定の適用については、給与条例第2条中「及び勤勉手当」とあるのは、「、勤勉手当及び特定任期付職員業績手当」と、第17条の2第3項中「第1項に規定する職員の職にある職員」とあるのは「第1項に規定する職員の職にある職員及び白老町一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成20年条例第40号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、第19条第2項中「100分の120」とあるのは「 <u>100分の162.5</u> 」とする。	2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第17条の2第3項及び第19条第2項の規定の適用については、給与条例第2条中「及び勤勉手当」とあるのは、「、勤勉手当及び特定任期付職員業績手当」と、第17条の2第3項中「第1項に規定する職員の職にある職員」とあるのは「第1項に規定する職員の職にある職員及び白老町一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成20年条例第40号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、第19条第2項中「100分の120」とあるのは「、6月に支給する場合には100分の <u>162.5</u> 、12月に支給する場合には100分の <u>167.5</u> 」とする。																								
3～4 略	3～4 略																								

白老町一般職の任期付職員の採用等に関する条例新旧対照表（第4条による改正）

改正前	改正後
(給与条例の適用除外等)	(給与条例の適用除外等)
第8条 略	第8条 略
2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第17条の2第3項及び第19条第2項の規定の適用については、給与条例第2条中「及び勤勉手当」とあるのは、「、勤勉手当及び特定任期付職員業績手当」と、第17条の2第3項中「第1項に規定する職員	2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第17条の2第3項及び第19条第2項の規定の適用については、給与条例第2条中「及び勤勉手当」とあるのは、「、勤勉手当及び特定任期付職員業績手当」と、第17条の2第3項中「第1項に規定する職員

<p>の職にある職員」とあるのは「第1項に規定する職員の職にある職員及び白老町一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成20年条例第40号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、第19条第2項中「100分の120」とあるのは「<u>6月に支給する場合には100分の162.5、12月に支給する場合には100分の167.5</u>」とする。</p> <p>3～4 略</p>	<p>の職にある職員」とあるのは「第1項に規定する職員の職にある職員及び白老町一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成20年条例第40号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、第19条第2項中「100分の120」とあるのは「<u>100分の165</u>」とする。</p> <p>3～4 略</p>
--	--

○議長（松田謙吾君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

6番、前田博之議員。

○6番（前田博之君） 2点ほど伺います。

今年もボーナスが引上げになりましたけれども、令和3年度でかなり引下げになっているので、元に戻っていないのです。なかなか職員の方も大変かと思えます。それでまず、給料の説明資料がついているのだけれども、給料表の新旧の比較表がないから、0.3上がったとかといってもどれがどうだか分からないのです。それで、お聞きしますけれども、行政職給料表で30歳半ばまでの職員が在籍する号俸について改定されると、こう書いているのです。そうすると、平均給与改定率0.3%が上限で何歳まで該当しているのか、上がった分。全然分からないのです。それと、対象者が何人ぐらいなのか。この意味は分かりますよね。30歳半ばまでの職員と言っているから、半ばでも何歳まで該当しているのか。それと、その対象者。そして、対象者の職務給と号俸の適用範囲はどのようになっているのか。

それと、会計年度任用職員も給与改定になりますよね。その改定の比較。号俸で定めているのだけれども、今度は幾らになるか全然分からないのです、差額のトータルは出ているけれども。そういうことです。

それと、もう一つ、資料の5、改定による影響見込み、これは額が出ているのですけれども、一般職と会計年度任用職員のそれぞれ対象人員は何人なのか。ということは、結構財政再建をやって、かなり職員数も増えてきているのです。財政再建で押さえている人数より定数を増やしてきているし、給与が上がっていくことはいいことなのだけれども、そういう部分で今回給与改定になっていますから。何年かなかったよね、給与改定。そういう部分で0.3でも上がったらどういう影響があるのか、その流れを見たいので、今言ったことについて教えてください。

○議長（松田謙吾君） 高尾総務課長。

○総務課長（高尾利弘君） まず、幾つかございましたので、順番でございます。

年齢等は、今手元に把握していない部分があるのですけれども……

「出ているはずですが。数字をもってきちんと答えて。私が言ったもの。出ているでしょう」と呼ぶ者あり

○総務課長（高尾利弘君） 資料としてはありますけれども、今手元にないもので、分かる範囲で説明させていただきますけれども、説明資料にあるように、北海道の改正については大卒初任給を3,000円、高卒初任給を4,000円引き上げることがまず1つあります。これを踏まえて30歳半ばまでということで、2級から3級、初任給が上がったことによって給与の逆転現象が生じないよう均衡を取るということで30代半ばまでの部分がありますので、基本的には1、2級の人たちが……

〔何事か呼ぶ者あり〕

○総務課長（高尾利弘君） 数字のほうを押さえていないので、ちょっと時間をいただいてよろしいですか。

○議長（松田謙吾君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時14分

再開 午前10時24分

○議長（松田謙吾君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

町側の答弁。

高尾総務課長。

○総務課長（高尾利弘君） お時間をいただきまして申し訳ございませんでした。今の質問に答えます。

説明資料の3枚目、改定による影響見込額のところで説明させていただきたいと思います。まず、一般職の給料の部分でございます。こちらの対象人数については103名というところで287万3,000円と算出しております。それと、会計年度任用職員については87名とでございます。

続きまして、給料表の改定に関わる部分でございますけれども、こちらにつきましては1級から3級までが該当いたしまして、1級の1号俸から87号までの人と2級1号俸の55号までの人、3級については1号俸から35号の方が対象になるというものです。

それと、金額的には1級については初任給が4,000円上がってございますので、号俸によって段階的に4,000円から200円というところで金額が変わってございます。それと、2級につきましては大卒の初任給が3,000円となっておりますので、3,000円からこちら200円という範囲で段階的に号俸が上がるほど改定率が下がってございます。

○議長（松田謙吾君） 6番、前田博之議員。

○6番（前田博之君） 会計年度任用職員の号俸があるでしょう。行政職の会計年度任用職員は1級から6級までであるよね。この人方の答弁がないと思うのだけれども、幾らぐらいつ上がるのかも聞いているのです。上がるよね、この人方も。上がらないのかな。これは一般質問でも例のきたこぶしのほうも議員が質問して、答弁で副町長あたりも会計年度任用職員で対応しているというか、会計年度任用職員も今回ベースアップが該当するよね。だから、そういう人はどれくらい上がるのですかということも聞いているはずなのです。分かりますか。だから、平均で同じ額が上がっているのかどうか。その人も今言ったように4,000円から200円の間になるのか。それは大事なことなのです。

それで、先ほど言った5の人数を聞いたのはそうなのです。これは一般職で給料差額28万3,000円です。会計年度任用職員は87名で357万7,000円なのです。前に私が聞いたときに一般職と会計年度任用職員は同じぐらいの数になっているのです。そうすると、私が聞きたいのは改定影響見込みで一般職が103名と言ったよね。会計年度任用職員は八十何名になっているのです。これは給料で比較すると人数が一般職より少ないのに会計年度任用職員の給料のほうが、改定額が上回っているのです。これはどういう、会計年度任用職員の基本給が低いのに、なぜ給与の改定対象者が八十何名なのに一般職より差額が上がるのかと思うのだけれども、どういうところに原因があるのかと。本当は逆だと思うのだけれども、そういう部分と、もう一つは先ほど1答目で課長が答弁でちょっと触れていたけれども、給料で初任給と30歳半ばまでの給与改定を過去にも人事院勧告でやっているのです。なぜかといったら、先ほど言ったように格差が出ないようにやっていますと言っているけれども、これを何年もやっていると格差というのが見えなくなってくるのだけれども、経過措置で白老町として中堅職員以上に、若い人の初任給を上げて改定分を厚くしているのだけれども、それ以上の人方に対して給与月額の間格差というのは現実本当に生じていないのかどうかということです。その辺だけ聞いておきます。

○議長（松田謙吾君） 高尾総務課長。

○総務課長（高尾利弘君） まず、会計年度任用職員と一般職、人数の割合にして金額が逆転しているのではないかという趣旨かと思えますけれども、会計年度任用職員については1、2級の給料表、それぞれ若干年数がたつたかという部分で金額は違いますが、会計年度任用職員のほうが、1、2級のほうが金額の幅が大きいものですから、若年層のほうがある程度大きくなるというところがございます。一般職については3級職まであって、人数構成にもよるのですが、そちらのほうが基本的に改定の幅が狭いというところがございます、個別に算出するとこのように改定幅の差の影響がありますので、結果的には会計年度任用職員のほうが、人数が少なくても金額的には大きくなるというような状況になります。

それと、もう一つが中堅職員の部分で、これまでも若年層の給与を高めていくというところの人事院の考え方に基づいて町のほうでも改正を進めておりますけれども、それによってその都度給料表に影響が出ないように、給料の改定幅は少ないけれども、逆転現象が起きないようにという措置を取りながら給料表の金額の改定がなされておりますので、そういった部分では均衡については逆転が起きないように措置は取っているということになります。

○議長（松田謙吾君） 6番、前田博之議員。

○6番（前田博之君） ここで時間を取りたくないのだけれども、1つだけ聞いておきます。

課長が言ったように、会計年度任用職員も0.3%改定になるのですよね。そうしたら、一般職より会計年度任用職員が給料格付によって改定で差が開くところがあると言ったのだけれども、逆にどこかの時点にきたら年齢は違うけれども、同じ仕事をやっっている若い人と会計年度任用職員の給与が逆転するということが可能性が出てくるということですか。一般職員は0.3%の改定の幅は少ないのだけれども、会計年度任用職員の幅は広くなったという、そこはどういう意味なのか、もうちょっと例を挙げて具体的に言ってくれませんか。そう答えているよね、首をひねっているけれども。

○議長（松田謙吾君） 暫時休憩いたします。
休憩 午前10時34分

再開 午前10時35分

○議長（松田謙吾君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

高尾総務課長。

○総務課長（高尾利弘君） 申し訳ございません。給料表でそれぞれ改定率を定めますので、会計年度任用職員の場合は1,000円上がるとか、2,000円上がるとか、高い率のところには人が固まっている場合はその分金額的には大きくなるということになります。それで、先ほどの中堅のバランスの関係でいうと上げ幅はあくまでも差額が出ないように、ベースアップしたとしても非常に低い金額、号俸が上がれば上がるほど低い金額でベースアップされるということで、近づくというところはあるのですけれども、逆転まですることにはならないことにはなります。逆転現象にはならないということです。

○議長（松田謙吾君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第7号 職員の給与に関する条例及び白老町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松田謙吾君） 全員賛成。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

◎議案第8号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（松田謙吾君） 日程第4、議案第8号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題に供します。

議案の説明を求めます。

高尾総務課長。

○総務課長（高尾利弘君） 議8-1、議案8号でございます。特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和4年12月9日提出。白老町長。

改正条文の朗読は省略させていただき、附則でございます。

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、令和4年12月1日から適用する。

2 令和4年12月1日を基準日に支給される期末手当に限り、この条例による改正後の特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例第4条第2項中「100分の220」とあるのは「100分の225」とする。

(期末手当の内払)

3 改正前の特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の規定に基づき、この条例の施行の期日までの間に支払われた期末手当は、新条例の規定による期末手当の内払とみなす。

議8—3をお開きください。議案説明でございます。令和4年8月8日人事院は、官民給与の格差を是正するため国家公務員に係る給与等の改定を行うことが必要であるとして、月例給与の平均0.3%の引上げ、特別給の支給月数0.1月分の引上げ等の勧告を行った。国においては、勧告どおり実施することとする法律改正が行われたことから、一般職の期末、勤勉手当の支給割合を準拠している特別職の職員で常勤のもの期末手当の支給割合についても国に準じるため、本条例の一部を改正するものである。

なお、令和4年度の期末手当は0.1月分の引上げを1月支給分にて行い、令和5年度以降の期末手当は6月分及び12月分を均等に支給することとし、それぞれ2.2か月分に改正するものである。

その下の新旧対照表については朗読を省略させていただきます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例新旧対照表

改正前	改正後
(期末手当) 第4条 略 2 前項の期末手当の額は、それぞれの給料月額に <u>100分の215</u> を乗じて得た額にそれぞれ100分の15を加算した額とする。	(期末手当) 第4条 略 2 前項の期末手当の額は、それぞれの給料月額に <u>100分の220</u> を乗じて得た額にそれぞれ100分の15を加算した額とする。

○議長（松田謙吾君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第8号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松田謙吾君） 全員賛成。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

◎議案第9号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する
条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（松田謙吾君） 日程第5、議案第9号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題に供します。

議案の説明を求めます。

高尾総務課長。

○総務課長（高尾利弘君） 議9-1、議案9号であります。議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和4年12月9日提出。白老町長。

改正条文の朗読は省略させていただき、附則でございます。

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行し、令和4年12月1日から適用する。

2 令和4年12月1日を基準日に支給される期末手当に限り、この条例による改正後の議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例第4条第2項中「100分の220」とあるのは「100分の225」とする。

（期末手当の内払）

3 改正前の議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づき、この条例の施行の期日までの間に支払われた期末手当は、新条例の規定による期末手当の内払とみなす。

議9-3をお開きください。議案説明でございます。令和4年8月8日人事院は、官民給与の格差を是正するため国家公務員に係る給与等の改定を行うことが必要であるとして、月例給の平均0.3%の引上げ、特別給の支給月数0.1月分の引上げ等の勧告を行った。国においては、勧告どおり実施することとする法律改正が行われたことから、一般職の期末、勤勉手当の支給割合を準拠している議会議員の期末手当の支給割合についても国に準じるため、本条例の一部

を改正するものである。

なお、令和4年度の期末手当は0.1月分の引上げを1月支給分にて行い、令和5年度以降の期末手当は6月分及び12月分を均等に支給することとし、それぞれ2.2か月分に改正するものである。

その下の新旧対照表については朗読を省略させていただきます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例新旧対照表

改正前	改正後
(期末手当) 第4条 略 2 前項の期末手当の額は、それぞれの議員報酬月額に <u>100分の215</u> を乗じて得た額にそれぞれ100分の15を加算した額とする。	(期末手当) 第4条 略 2 前項の期末手当の額は、それぞれの議員報酬月額に <u>100分の220</u> を乗じて得た額にそれぞれ100分の15を加算した額とする。

○議長（松田謙吾君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第9号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松田謙吾君） 全員賛成。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

◎議案第1号 令和4年度白老町一般会計補正予算（第9号）

○議長（松田謙吾君） 日程第6、議案第1号 令和4年度白老町一般会計補正予算（第9号）を議題に供します。

提案の説明を求めます。

大塩企画財政課長。

○企画財政課長（大塩英男君） 議案書1—1をお開きください。議案第1号です。令和4年

度白老町一般会計補正予算（第9号）。

令和4年度白老町の一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5億3,863万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ121億8,239万9,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年12月9日提出。白老町長。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（松田謙吾君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

○議長（松田謙吾君） 4番、貳又聖規議員。

○4番（貳又聖規君） 4番、貳又です。私のほうからは10款教育費、しらおい食育防災センター運営経費に関してでございます。

こちらは修繕費、今回24万円ぐらいですか、かかっています。こちらのしらおい食育防災センターにつきましては、ここ近年、何か年かで修繕費等でいろいろと補正をされているわけでありまして、その中で私が1つ確認したいのは、今回の修繕は突発的に出てきたものなのかということ、ただそのほかにもセンターにはいろいろな設備、機材があるわけですから、その損耗、償却年とか、その辺を踏まえて計画的に直さなければならぬとか、そういったものはもちろんあると思うのです。その辺の考え方、計画的な修繕の仕方とかがあるのかどうか。私が現状を把握するには、結構設備関係も古くなって、入れ替えなければならないと。ただ、予算要望してもなかなかつかないものもあるのではないのかと思いますので、その辺も含めて確認いたします。

○議長（松田謙吾君） 鈴木学校教育課長。

○学校教育課長（鈴木徳子君） 今回上程させていただいておりますしらおい食育防災センターの修繕に関しては、突発的に起きたものに関して緊急的に修繕を上げさせていただいているというのがまず前提としてございます。

それから、ランニングコストに関しての部分かと思えます。建設当初にランニングコストというのははじき出されておまして、それは設備関係も含めて出している状況があります。そのランニングコストの状況と見比べながら、これまでの経営で確認はしている中では、今は手持ちで具体的な数字はないのですが、当初計画していたランニングコストをまだ上回っている状況ではないというところは確認しております。

それから、この部分については維持の年数が20年とか、30年とか、その中で示されている部分について、そこはひっくり返るような状況にはないというところで、そこを見比べながら進めてはおりますが、これまでも修繕はそうなのですが、特に水回り、毎日のように衛生上必要ですので、水回りで使うものについては当初予定しているよりも腐食が速く進む状況があります。それと、どうしても御飯も炊く、今回ベルトコンベヤーが腐食してゴムが劣化したことに

より、それがぼろぼろと剥がれ落ちてという状況でして、子供たちが口にするものに関して安全が守られないのが一番よくないということと、それから毎年保健所の指導があります。その中において法定指導を受けたものについては必ず対応しなくてはいけないというようなことがありますので、そもそも建てた当初に予定していなかった部分についても修繕が発生するという状況があるので、一定限ランニングコストの示された計画を見比べながら、その部分については修繕を進めていく予定でございます。

○議長（松田謙吾君） 4番、貳又聖規議員。

○4番（貳又聖規君） 4番、貳又です。ということは、水回り等で悪くなっている設備機器関係も、あと何年後には直さなければならぬとか、そういったしっかりと計画も1つあって進めていくという考えでよろしいですね。それだけ確認させてください。

○議長（松田謙吾君） 鈴木学校教育課長。

○学校教育課長（鈴木徳子君） 日総に委託している中において施設を点検する担当者がございます。そちらのほうからの要望として具体的に計画が必要なのではないかとということでもともと持っているランニングコストの計画に合わせながら具体的な計画というのを何とかつけれないかということでも担当者と話をしている状況なので、かっちりとしたものが立てられるかどうかは、一番難しいのは普通の施設設備と違って専門性が高い施設設備がたくさんあるので、そこについては普通に建設課に依頼して済むだけではない難しさがあります。それは担当者ともその話をしながら、何とか計画を持てるような方向性でできないだろうかという今は検討段階にあるということでお答えします。

○議長（松田謙吾君） 4番、貳又聖規議員。

○4番（貳又聖規君） 4番、貳又です。これが最後の質問になります。

この施設は食育センターのみならず、防災の拠点であります。ですから、そういったところから、これは修繕が必要であるというような見込みになった場合にはしっかりと優先度を高めながら予算措置しなければならぬと私は考えます。その辺りだけ1点確認してこの質問を終わります。

○議長（松田謙吾君） 鈴木学校教育課長。

○学校教育課長（鈴木徳子君） 修繕、補修の考えとしては、当然安全性、緊急性、優先性というところについては検討した上で行いますし、胆振東部地震のときもそうでしたが、万が一のことが起こったとき町民の方たちの安全を守るための拠点にもなるということは重々認識しておりますので、その辺りについてはきちんと検討してまいりたいと思います。

○議長（松田謙吾君） 12番、長谷川かおり議員。

○12番（長谷川かおり君） 12番、長谷川です。私は、17ページの庁舎感染予防対策事業の備品購入費のところを確認させていただきます。

事前の説明では役場庁舎ということでしたけれども、パーティションを置いて町民の方とやり取りをする場所はたくさん、町立病院、いきいき4・6、コミュニティセンター、いろいろあると思います。具体的な施設の場所と設置台数、そして1台の単価、それといつ頃設置されるのか、見込みがありましたらお聞かせください。

○議長（松田謙吾君） 高尾総務課長。

○総務課長（高尾利弘君） パーティションにつけるマイクの関係でございますけれども、こちらについては台数的には11台ということで、単価が4万4,000円で見積りをしてございます。それで、11台の設置場所の内訳でございますけれども、町民課が3台、税務課が3台、健康福祉課と高齢者介護課がそれぞれ2台ずつと、いきいき4・6の相談室がございまして、そちらのほうに1台ということでございます。教育委員会とか病院にもそれぞれ窓口がございますけれども、この経費で今回上げさせていただいたのは長時間相談する業務、単純に受付ではなくて、税務とか、いろいろな相談に時間がかかるところに、正直長く話をしていると、お年寄りの方は下のほうから顔を出したり、横のほうから顔を出したりということで、どうしてもそうなってしまうものですから、そういうことを避けるということで、長時間相談をする業務につけるという考え方を持って予算計上したところでございます。めどとしましては、こちらは今いろいろ在庫不足とかがございますけれども、在庫としてはあるということも確認されていますので、この予算が通り次第発注して、そう遠くない時期に設置できると考えてございます。

○議長（松田謙吾君） 12番、長谷川かおり議員。

○12番（長谷川かおり君） そう遠くないというところで、そこは早急に設置していただけたら町民の方も大変喜ぶと思います。

それで、町立病院のほうは、私町立病院を利用されている患者のほうからも、高齢の方も行きますので、どうしても聞き取れなくて、以前からマイクを設置できないかということを経理長に個別に相談をしていたのですが、今後町立病院にもこの機械を設置する予定はないのでしょうか。そこをお聞かせください。

○議長（松田謙吾君） 村上病院事務長。

○病院事務長（村上弘光君） 町立病院のマイクの設置というご質問でございます。

過去に病院の窓口、御存じの方も多と思うのですが、当院の受付と会計窓口というのは大変近い位置でございます。マイクはもともとついてたということでございまして、過去の話をお聞くと、先ほど言った受付と会計窓口が大変近いということで、逆に呼び出すと同時に混線してしまうとか、あと今は院外処方なのでございますけれども、もともと院内処方をやっていた関係で薬局も近かったということで、薬局のマイクもあったということで、それがうるさいとか聞こえづらいというのが過去にはあったということでございます。ただ、議員のご質問にあった患者のほうからそのような声があるということも踏まえて、再度マイクの使用の在り方、これは院内でも検討したいと思っております。

○議長（松田謙吾君） 12番、長谷川かおり議員。

○12番（長谷川かおり君） 院内で検討されるということで、こういう小さな積み重ねが病院の信頼を勝ち得ることにつながりますので、ご対応のほうしっかりと取り組んでいただければと思います。

○議長（松田謙吾君） 村上病院事務長。

○病院事務長（村上弘光君） ご質問にあるとおり、そういった小さな声にも耳を傾けながらサービスというところを考えてまいりたいと思っております。貴重な意見ということで、大変ありが

とうございました。

○議長（松田謙吾君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時59分

再開 午前11時14分

○議長（松田謙吾君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

ほかに質疑があります方はどうぞ。

○議長（松田謙吾君） 6番、前田博之議員。

○6番（前田博之君） 歳入だけ聞いておきます。

先日同僚議員が一般質問で財政問題をやっていますから、それを理解した上でお聞きします。まず、町税ですけれども、ここにきて町民税2,000万円、固定資産税5,000万円の、合わせて7,000万円が当初予算を上回ったという理由であったけれども、その意味かどうかは分かりません。この12月で補正予算の財源に充てられているのです。私が前に言ったように、この額をシビアに税の収入を算定していれば当初予算での町民サービスやインフラ整備を十分できたと思うのだけれども、前回聞いたときは固定資産税についてはコロナでの猶予をしていたからというけれども、もっと具体的に町民税と固定資産税、どのような要因でこの12月に補正になったのか、これを明確にきちんと答えてほしいのです。当初きちんと固定資産税を精査して予算を上げていけばそんなに変わらないはずなのですが、町民税は多少景気の関係があったのかと思うのだけれども、今の状況を見るとそういうことの影響があったのかどうか。白老町の経済が上向いているから町民税が上がってきたのかどうか、その辺も含めてはっきりした要因を分かりやすく説明願いたいと思います。

それと、もう一つ、12ページの繰入金の関係です。今回補正予算を入れて1億3,117万3,000円取崩しになっている。これは、令和3年度特定基金の積立てがふるさと納税を抜いたら7億4,000万円。財源に余裕ができて予算積立てしているのだ、これだけの。だけれども、今回は財政調整基金の取崩しが始まっているのです。何を聞いたかったかと思うけれども、前年度はこれだけの予算積立てをしたのだけれども、今は12月だけれども、残り1月、2月、3月で今年度の基金の積立ての推移をどう見込んでいるか、それを伺います。

○議長（松田謙吾君） 本間税務課長。

○税務課長（本間弘樹君） 町税の増加要因ということで私からお答えをいたします。

まず、個人町民税の増加分ですけれども、当初予算ではコロナの影響とか水産業の不振等を見込みまして引き続き厳しい状況を予想しておりましたが、結果としては営業所得、給与所得をはじめ大きな落ち込みはなく、全体的に当初想定を上回ったということで2,000万円の増ということでございます。

あと、固定資産税につきましては、償却資産の減耗分などを見込みまして前年度予算比で2,400万円余りの減ということで当初予算を立てておりましたが、これが微減にとどまったというのが1点。もう一点が令和3年度に国のコロナ対策といたしまして事業用資産の減免を行っておりましたが、これが令和4年度になくなったということで、この減免の戻り分が増えたと

いうことで合わせて5,000万円ということでございます。

○議長（松田謙吾君） 大塩企画財政課長。

○企画財政課長（大塩英男君） 基金の今後の推移というご質問でございます。

まず、このたびの補正予算で財政調整基金繰入金約8,900万円ということでございます。この内訳は議案説明会の中でも説明させていただきましたが、病院への追加繰り出しが8,000万円、あとはコロナの交付金で一部一時立替分ということで、今後コロナの交付金、不用額が出る可能性もあるということで、この交付金を確実に活用できるように財政調整基金から繰入れをして、一時立替分ということで約8,900万円の繰入れをさせていただいたところでございます。

今後の基金の推移ということでございますが、今回も町税の部分で7,000万円の増額というような計上をさせていただきましたが、原油高騰の分とか、今後燃料費の高騰ということで今回補正予算を組ませていただきましたが、3,000万円ぐらいの計上をさせていただきました。そういうことでの財源措置という部分と、あとは今年度の決算剰余金、3年度の決算剰余金につきましては町債管理基金と、あと基金の積立てというような状況で実際のところ財政運営してきたところなのですが、これも今後の状況によって浮き沈みはあるかと思うのですが、年度途中の基金の積立てというのは状況としては現在のところなかなか難しいということで、これから特別交付税等々の交付もございますので、その辺も状況を見て判断しなければなりません。これまでのような基金積立てというのは今後においてはなかなか難しい状況ということで現在のところは捉えているところでございます。

○議長（松田謙吾君） 6番、前田博之議員。

○6番（前田博之君） 固定資産税の関係で償却資産の部分だけれども、実際にここでも議論になっていますけれども、ソーラーパネルの部分はきちんと押さえておられるのか。いつも分からないという言い方をするけれども、現場を見ればいつ入ってくると分かるのだけれども、その辺の推移の動きがあったのか。

それと、もう一つ、令和3年度では国の戻し云々と言ったのだけれども、これは予算査定で収入を出すときに法的にもう分かっていたはずだと思うのだけれども、後から追加で来た法律ではないと思うのだ。そうすると、分かると思うのです。それで、うがった見方をすると今回7,000万円補正で流してしまっているのです、この財源を。極端な言い方をすると、悪い言い方ではないです。テクニックがあるか分からぬけれども、逆に留保財源に充てて査定をしている部分が見受けられるかも分からないのです。私が何回も言ったように、やはりシビアにやって、当初から町民の行政サービスやインフラ整備に当たるべきだという考えで、同じことを聞いていますけれども、そういう部分の財政運営が懸念されるから私は聞いているのです。

それと、基金の関係、これから6,600万円再算定の交付が出てくるから、それで病院の今後の出る7,000万円もせり出るかと思うけれども、現実を見たらかなり財政は、あとは決算剰余金頼みの部分になってくるかと思うのだけれども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（松田謙吾君） 大塩企画財政課長。

○企画財政課長（大塩英男君） まず、税の収入の当初予算の関係のご質問がございました。

実は税の収入の歳入の部分も、前田議員は分かっているだろうというお話だったのですけれ

ども、正直なところ予算の査定というか、その時点では不透明な部分があったものですから、そこはこれまでどおり、お話をいただいているように歳入は抑えぎみというような部分もあって見込まなかったというのが正直なお話でございます。

それと、今後の基金の関係と、あと留保の関係でございます。これまでもずっと前田議員から隠し財産ではないかというようなご指摘をいただいて、財政としてはそのようなことはない、今回もきちんと税の収入ということで補正予算を掲げさせていただいて、きちんと透明な財政運営を図るような取扱いを進めているところでございます。ご指摘のとおり、今後病院の追加繰り出しの部分とか、先ほども申しましたとおり原油価格の高騰という部分で財源を投入していかなければならない部分もございますので、基金の積み増しというのはなかなか難しい現状かと捉えているところでございます。

○議長（松田謙吾君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第1号 令和4年度白老町一般会計補正予算（第9号）、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松田謙吾君） 全員賛成。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎議案第2号 令和4年度白老町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

○議長（松田謙吾君） 日程第7、議案第2号 令和4年度白老町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題に供します。

提案の説明を求めます。

久保町民課長。

○町民課長（久保雅計君） それでは、議2―1をお開きください。議案第2号でございます。令和4年度白老町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23億5,353万5,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年12月9日提出。白老町長。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（松田謙吾君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第2号 令和4年度白老町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松田謙吾君） 全員賛成。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号 令和4年度白老町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（松田謙吾君） 日程第8、議案第3号 令和4年度白老町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題に供します。

提案の説明を求めます。

山本高齢者介護課長。

○高齢者介護課長（山本康正君） それでは、議3—1をお開きください。議案第3号 令和4年度白老町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）。

令和4年度白老町の介護保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ32万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ24億3,909万5,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年12月9日提出。白老町長。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（松田謙吾君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第3号 令和4年度白老町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松田謙吾君） 全員賛成。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号 令和4年度白老町水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（松田謙吾君） 日程第9、議案第4号 令和4年度白老町水道事業会計補正予算（第1号）を議題に供します。

提案の説明を求めます。

舛田上下水道課長。

○上下水道課長（舛田紀和君） 議案書4―1をお開きください。議案第4号 令和4年度白老町水道事業会計補正予算（第1号）。

第1条 令和4年度白老町水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和4年度白老町水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出予定額を次のとおり補正する。

支出、第1款水道事業費用、既決予定額3億5,045万1,000円、補正予定額660万円、計3億5,705万1,000円。

第1項営業費用、3億2,736万3,000円、補正予定額660万円、計3億3,396万3,000円。

令和4年12月9日提出。白老町長。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（松田謙吾君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第4号 令和4年度白老町水道事業会計補正予算（第1号）、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松田謙吾君） 全員賛成。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

◎議案第5号 令和4年度白老町立国民健康保険病院事業会計
補正予算（第2号）

○議長（松田謙吾君） 日程第10、議案第5号 令和4年度白老町立国民健康保険病院事業会計補正予算（第2号）を議題に供します。

提案の説明を求めます。

村上病院事務長。

○病院事務長（村上弘光君） それでは、議5—1をお開きください。議案第5号 令和4年度白老町立国民健康保険病院事業会計補正予算（第2号）。

第1条、令和4年度白老町立国民健康保険病院事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条、令和4年度白老町立国民健康保険病院事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

第1款病院事業収益、既決予定額9億1,808万5,000円、補正予定額9,260万円、計10億1,068万5,000円。

第1項医業収益、既決予定額5億8,256万4,000円、補正予定額1,260万円、計5億9,516万4,000円。

第2項医業外収益、既決予定額3億3,552万円、補正予定額8,000万円、計4億1,552万円。

第1款病院事業費用、既決予定額9億1,373万9,000円、補正予定額725万8,000円、計9億2,099万7,000円。

第1項医業費用、既決予定額9億1,027万8,000円、補正予定額725万8,000円、計9億1,753万6,000円。

第3条、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額585万4,000円は現年度損益勘定留保資金585万4,000円により補てんするものとする。）

第1款資本的収入、既決予定額1億2,215万4,000円、補正予定額ゼロ円、計1億2,215万4,000円。

第1款資本的支出、既決予定額1億2,215万4,000円、補正予定額585万4,000円、計1億2,800万

8,000円。

第1項建設改良費、既決予定額1億2,215万4,000円、補正予定額585万4,000円、計1億2,800万8,000円。

令和4年12月9日提出。白老町長。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（松田謙吾君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

6番、前田博之議員。

○6番（前田博之君） 先般同僚議員も病院の経営について質問しています。その質問内容、答弁を踏まえてお聞きします。

私も同僚議員も病院の経営の厳しさについて質問しています。ほかの議員もそういうものを共有しているということ、ここでほかの議員もある程度質問しておかなければ、議会としての全てではないですけれども、意思としてどうだということもあると思いますので、同僚議員が質問した部分については理解していますし、それに具体的にお聞きしておきたいと、こう思います。

それで、一般会計からの繰入金8,000万円は赤字の穴埋めとなります。このほかにまだ資金不足として7,000万円見込まれています。合わせて令和4年度で今のところ1億5,000万円繰り入れようとしています。先般の同僚議員の答弁でこの7,000万円の繰り入れは、町から言えば繰り出しです。この7,000万円は資金不足を理由にしてなのです、繰り入れる理由を。それで、具体的に4年間分の資金不足を解消するためと、こう答弁していました。そうすると、私もこれまでずっと資金不足等々について質問をして経営の内容をただしてきましたけれども、ここにおいて4年間分の資金不足を解消するためと、こう答弁されていました。あれっと思って改めて質問するのですけれども、調べてみたら、町長、この3年間、資金不足や債務比率を解消するために約4億円の追加繰り出しをして、私は当初予算から見ている繰り出しについては認めますし、経営上、町長も言っているように公的病院は必要だろうと。しかし、4年間で赤字を解消する。債務比率、意味は分かりますよね。転落して国に再建計画を出さないためにも4億円出ているのです。それを投入しているけれども、単年ごとの不良債務は解消されていないということになると思うのだけれども、今回の7,000万円は含んでいるかどうか分かりませんが、これまで4億円を入れて、それで今回の予算に出ている分だけで8,000万円を入れる。4億8,000万円。これを投入しても単年度ごとで不良債務は解消されていなかったのかということ、それを明確に答弁してほしいと思います。

それと、もう一つ、介護老人保健施設、令和4年度で決算見込み3,500万円赤字が見込まれていますけれども、これは施設入所している方の減った云々ばかりではないと思うのだけれども、赤字見込み分以外に不祥事によって北海道からペナルティーで減額の処置があると思うのです。この額がこの3,500万円に含まれているかどうか、その2点をまずお聞きしておきます。

○議長（松田謙吾君） 村上病院事務長。

○病院事務長（村上弘光君） まず、病院の資金不足のご質問でございます。

今回8,000万円の一般会計からの繰り出しをいただく補正予算を上程させていただいております。こちらの8,000万円につきましては、端的に申し上げますと今年の令和4年度の1年間の経常損失、現状の予定では約7,500万円とお伝えしております。ですから今回の8,000万円についてはほぼ今年度、令和4年度での資金不足解消分と捉えていただければと思います。

残り7,000万円の考え方ですけれども、先ほど議員のほうからもこれまで追加繰り出しをいただいて不良債務は出ないという中でやってきたのにとということだったと思うのですけれども、確かにおっしゃるように平均すると年間約1億円以上の追加繰り出しをいただいていたということで、令和3年度につきましては2,000万円不良債務が結果的には出ましたが、それは置いておいていただいて、まず追加繰り出しを1億円以上いただいていた中で何とか不良債務は出さないということで解消できていたということでございます。ただ、単年度の決算をそれぞれやっていく中で、最終的に不良債務を出さない本当にぎりぎりのライン、これで計算して一般会計から追加繰り出しをいただいていたということでございます。ぎりぎりのラインということは、いわゆる資金面に余裕を持たずに翌年度を迎えていたと、翌年度に持ち越す貯金がほとんど持ち合わせていなかったということでございます。当然ながら翌年度の経営改善の中で大幅に収支改善を図ってこれを解消していかなければならなかったのですが、この4年間それができなかったということで、結局それが単年度の経常収支に見えない赤字額として累積して蓄積されてしまったと、それがこの7,000万円ということでございます。これは、先ほど申し上げたとおり、病院会計として大幅な、今年でいえば1億5,000万円、この収支改善を図らなければこれが毎年毎年増えていくというようなことで、また一般会計の負担になってしまうというようなことは何とか避けなければならないと思っております。そういった中で、今後病院改築とは別に、こういった病院経営について抜本的な改善、これは必要かと思っております。

それと、介護老人保健施設の3,050万円の赤字でございます。こちらにつきましては、結論から申し上げますと、今回北海道のほうから12月6日に勧告を受けました。この勧告の中で身体拘束の未実施換算、これが減算されるということで、この減算見込額がこの中に一応含まれているということでございます。大体どのぐらいになるのかということが、まだ正しい計算ではないのですが、恐らく事故当時12名の利用者の方がいたということからいろいろ計算していくと、もしかしたら数百万円ぐらいにはなるのではないかと考えております。介護老人保健施設につきましても、今回の件がございまして相当入所者が減っている中で、今後なかなか確保していくというのが、これはまたいろいろばらの道かと思っております。今回3,050万円赤字になりました。ただ、繰越剰余金が8,700万円あったということで、トータル的には黒字には何とかいけそうという部分はあるのですけれども、先ほど申し上げたとおり、信頼回復、また利用者の確保も含めて今後対応していきたいと思っております。

○議長（松田謙吾君） 6番、前田博之議員。

○6番（前田博之君） ある程度分かりました。そうすると、今回のきたこぶしの不祥事で来年以降も病院のほうにもかなり影響があると思うのだけれども、新年度予算をどう編成するか分からないのだけれども、今の答弁からすると1億5,000万円、3月に7,000万円追加になるのか、この部分を出すとこれまでの資金繰りの余裕を持ちたいと、そういうものを併せて資金不

足というのは解消するというので、来年度以降の資金状況は安定するという考えでいいですか。赤字が出る、出ないは別です。まずそういうこと。

それと、きたこぶしの関係で留保財源があると言ったけれども、確認しますけれども、介護老人保健施設、非常に経営回復が厳しいと思うのだけれども、令和4年度まで3,500万円赤字、多分令和5年度もこのままいけば赤字が見込まれますよね、どういう予算を組むか分かりませんが。そうすると、令和4年度分の赤字と令和5年度の予算編成をどうやるのかと、その予算で令和5年度分の赤字が見込んだ予算を組むとすると、その場合赤字補填する財源は事務長が言ったように手元にある6,000万円ぐらいの留保財源で令和5年度は何とかしのげると、赤字を出さなくても、一般会計から繰り出さなくてもやれるという解釈でいいですか。

○議長（松田謙吾君） 村上病院事務長。

○病院事務長（村上弘光君） まず、病院会計の資金不足の件でございます。

7,000万円数字が出ていますけれども、これが3月、何とかそれに向けて経営改善するのですが、恐らくこの7,000万円がもし繰り出しをまたお願いするとして、これまでの先ほどから申し上げている累積の資金不足については解消できると。ただ、次年度に向けて安定した資金が確保できるかというのと、そうではなく、病院会計として翌年度の資金確保に向けては経営改善をしていくというのがまず条件ということで考えております。

それとあと、介護老人保健施設の会計でございます。今回予測では3,050万円単年度で赤字を出して、今のところ累積の繰越剰余金約5,600万円、これをもって令和5年度になると想定してございます。当然ながらそれに間に合う予算の組み方というものも考えていかなければならぬと思っていますし、また当然通常ですと毎年23名から26名ぐらいの入所者を予算で見ているのですが、新年度はなかなか厳しいということでございます。2年後の介護医療院も控えている中で、この5,600万円、この資金を何とか回しながら運用していくということで今後予算のほうも計上することになるかと思っております。

○議長（松田謙吾君） 6番、前田博之議員。

○6番（前田博之君） 古俣副町長に聞くのだけれども、村上病院事務長はきたこぶしの次長職も兼ねて、ナンバーツーぐらいの管理職、本当にこれは大変です。私の今の質問でもよく答えてくれたと思うけれども、これからのきたこぶしも含めてどうするかということだと思っておりますけれども、1点として人事の関係もきちんとしてあげるべきだと私は思います。ただ勤務の都合で看護師を充当したという話にならなくて、昨日一般質問でもやり取りしていますけれども、きちんと組織の責任者を決めて指揮命令をはっきりしてあげなければ進まないですよ、これ。悪いけれども。予算編成だってどうなりますか。その辺もありますし、そして現在5名の入所者になっているのです。今後の施設の在り方としての入所者の確保、それと介護職員、看護師の補充、どうしますか。この人たちがいなければ入所者も入れられないですよ。そういう部分があるのだ。ですから、今後の経営方針と、来年は6,500万円の内部留保でやるけれども、その後の赤字対策、これは絶対考えられます。新病院に移るまでです。これについてどう真剣に考えているかということです。

それと、病院。先ほど財政課長からこれから財政調整基金に予算を積立てする財源も出てこ

ないと、非常に厳しいと。そして、令和4年度の出る不用額がどういう使い方になるかということしかないと思うのだけれども、ついでだから言うのだけれども、新しい病院云々の部分は別にしても、今の病院がどうなるかということをお新病院に移行しなければいけないです。そうすると、今議論しているように3年間で4億円ですよ、追加繰り出し。それで、今回1億5,000万円やったら4億5,000万円ですよ、この3年間で。町長、この議論は過去からしているから、もう言いません。町長にただしたって事実だから、あとの答弁は云々というのはなりませんから、言いません。これは副町長に聞きますけれども、これは全部一般会計からの繰入金なのです。私は全て否定しているわけではないですから。経営として言っているわけです。これがもし以前の町の財政状況で厳しかったら青天井で繰出金を出せなかったと思います。ちょうどいいタイミングにあったのです。だけれども、今後は非常に厳しいと思う。町長、副町長がいる、いないは別にして。これをそのまま新病院に引き継げば大変なことになるし、今回の不祥事の部分が病院にも影響して患者が落ちるかも分からない。なお今度経営が落ちてくる。そういうことを十分に踏まえているのかどうか、いると思うけれども。その辺を、町長は病院の管理者なのだけれども、実際は副町長が予算査定から人事全部やっているのだから、その観点からこの2点だけ本当に聞いておきたい。答弁をお願いします。

○議長（松田謙吾君） 大塩企画財政課長。

○企画財政課長（大塩英男君） まず、私から病院会計の繰り出しということで財政の立場から答弁させていただきたいと思います。

これまで病院の経営不振によって不良債務が発生しまして、病院の自助努力だけでは解消が難しいということで、前田議員のおっしゃるとおり、今回の補正予算を含めて過去3年間で4億円の追加繰出金ということで病院の改善を図ってきたところでございます。今回の8,000万円の追加繰り出しについて若干お話をさせていただきますと、病院サイドから今後を見通すと1億5,000万円というような数字が出てきまして、それであれば1億5,000万円というような考え方も一方ではあるかと思うのですけれども、まず1億5,000万円という数字が、いい例かどうかは分からないのですけれども、令和4年度の臨時事業費の一般財源の額、これが近い数字になっています、この1億5,000万円という数字に。ですから、まずこの数字を病院に一つ認識をしていただきたいということと、あとはこの先の経営努力ということもしていただきたいというような思いから、まず今回は資金不足を解消できる8,000万円を追加繰り出しするというような考え方で今回8,000万円の繰り出しという考え方になってございました。今後繰り出しは青天井かというようなご指摘もあったのですけれども、財政サイドとしては町民の皆さんの命を守る病院ですので、運営が滞ったら大変だということはもちろん認識してございます。ただ、この先病院の改築も迎える中で、財政的には病院の改築も影響を及ぼす可能性もあるということと、病院の経営改善計画に基づいて病院の経営を病院サイドとして努力をしていただきたいというような思いもあるものですから、病院の経営状況を踏まえた中で繰り出しについてはきちんと考えていきたいと思っております。

○議長（松田謙吾君） 古俣副町長。

○副町長（古俣博之君） 2点ほど具体的な質問がありました。

病院の経営改善、そのことにつきましてはこれまでも最大の課題として様々な観点から議員の皆様方にも議論いただきながら、そして病院においても経営改善に向けてそれぞれ進めてきたところでございます。幾つか挙げますと、発熱外来の開設もそうです。それから、今回の包括ケアの病床転換もその一つです。それから、整形外科医の獲得というか、それも一つです。そういうようなことも含めながら、医療費用の何とか抑制も図りながら、様々な面から収益をどう上げるかということを病院はもちろん私たち理事者、それから財政で様々な議論はしてきておりました。ただ、現実的には今ご指摘があるように、なかなか厳しい状況になっていることは事実でございます。そして、今回のきたこぶしの件に絡んで、この間全員協議会の中でもご指摘があったように、きたこぶしそのものももちろん不祥事の関係で問題があるということはお話がありましたけれども、それと同時に病院本体についてもいろいろご指摘がありました。もちろんそういうことだと改めて強く認識しているわけでございます。なかなか収益の大きな部分になる入院患者を獲得できていない、今年は少し前年度よりは数的には上がっているのですけれども、コロナの関係でどうしてもクラスターを発生させないということでの患者抑えが病院の中にはあって、そこも両立しながらどう患者を獲得していくか、そのところは非常に大きな課題であると認識をしております。そういうことで、今回の不祥事の件も早々に改善を図りながら、病院本体が町民の皆様方に来てもらえるような体質的な改善をまず基本的に図っていかねばならないと思っております。

一昨日院長と今回のことも含めてお話をさせていただきました。そのときにもただ単にきたこぶしの関係だけではなくて、今お話をしたように病院本体が問われていると、そういう中で機会を設けて院長自らの声で職員に対して今回の8,000万円の病院に対する繰入れのことも含めて経営改善を図ってほしいということもお話をしてきました。病院任せにしないでしっかりと改善に向けて図っていかねばならない。大塩企画財政課長からもありましたように、改築を控えた中での病院経営のありようですから、しっかりとそこら辺のところも見計らって進めていかねば、また逆な禍根を残していく部分があるということは強く捉えております。しっかりとそこところはやっていきたいと思っております。

それから、具体的な部分できたこぶしの組織的な改善というところもご質問がありました。私自身も今回改めて見たときに、組織的な硬直といいますか、うまく回転していない組織的な問題、それからもちろん法的な部分のしっかりとした対応ができていない、その辺のところは十分つかまえておるつもりでございますので、きたこぶしの在り方については当初から兼務でいいという発想の下に始まっているところを今後どう改善を図っていくか、新病院になった介護医療院の関係もありますから、これはしっかりと考えていかねばならない大きな課題だと認識しております。

○議長（松田謙吾君） 6番、前田博之議員。

○6番（前田博之君） きたこぶしの関係、いつやるかというのは別にして、スピード感があるような答弁になっていませんけれども、新年度予算も来るし、組織を大幅に変えるというか、立て直さなければいけない状況にあるのだから、町長が先頭に立って、それこそ最後のリーダーシップではないけれども、危機管理を徹底して、一日も早く責任者をそこへつけて再建を図

ると、それぐらいの気持ちは持ってもらわないと、今の副町長の答弁でいけばいつやれるのか、私のほうからいつやるということにはならないけれども、そういう期限を決めて立ち上げるとか、どうするという危機対応という部分についてはどうですか。

○議長（松田謙吾君） 古侯副町長。

○副町長（古侯博之君） どういう評価の仕方があるか分かりませんが、そういう組織的な問題については12月1日に説明したようなことでは1つ進めました。ただ、これからではそのところに何をプラスアルファしていくかということなのです。だから、ただ単にというか、看護職の充て方、そして今一般事務も含めて応援事務もしているのですけれども、それだけでは足りないというところはあるように思います。ですから、本当に介護職に熟練しているというか、そういう人材をそこにもう一枚かませっていくような体制だとか、そういうことは考えていかなければならないと思っています。

○議長（松田謙吾君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時59分

再開 午後 0時59分

○議長（松田謙吾君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

質疑のあります方はどうぞ。

○議長（松田謙吾君） 4番、貳又聖規議員。

○4番（貳又聖規君） 4番、貳又です。先ほど病院事務長からも答弁がありましたが、その部分で再度確認したいところがありましたので、質問させていただきます。

まず、きたこぶしの北海道のペナルティーの部分、これは3,500万円の中で収まるのだと。そして、それは数百万円というお話でありました。これは、町民の皆様への説明責任として、まずその考え方なのですが、北海道のペナルティーの額、これは確定するならば町民の皆さんにきちんとしっかりと報告する、それからきたこぶしの通常であれば年間幾らの収益があつてというのがありますよね。それが今回の不祥事によっていろいろマイナスになります、落ち込みます。ですから、本来であればこれだけ収益があつて赤字がこれぐらいというところが大幅になるわけです。ですから、そういった損失額もしっかりと町民の皆さんに今後報告するという考えがあるのかということをお伺いします。

それから、古侯副町長に確認ですが、きたこぶしのペナルティー、これは今回の3,500万円の中で必ず収まるという認識でよろしいですねということです。

まず、この2点を質問させてください。

○議長（松田謙吾君） 村上病院事務長。

○病院事務長（村上弘光君） ご質問がありました今回12月6日に北海道の勧告を受けたということで、まず中身を少し説明させていただきますと、身体拘束の事実があつたということで今回認定を受けたと。そして、なおかつ今回減算になった理由につきましては、身体拘束廃止委員会、この委員会が3か月に1回法的に開かれていなければならないということで、それがこの2年間開かれていなかったと。それと、職員に対する身体拘束に関する研修、これもやっ

ていなかったというところが今回減算になったということでございます。この減算につきましては、事実の発生した月の翌月から3か月間ということで話を伺っております。この事実の生じた月の解釈を今確認しているところで、まだ金額がはっきり、先ほど私のほうで数百万円というような話をしたのですが、まだ確定はしていないということでございます。ご質問にあったとおり、この金額は今後明らかになると思っております。当然ながら施設の今回収益的なものを規模からいうと、介護報酬の中で年間どのぐらいの割合を占めるのか、それと幾らこの経営に、先ほど3,050万円、この中にはというところで、これもはっきり数百万円という部分でしかまだ見込んでいないものですから、なかなかこの数字をお示しできない状況でございます。ただ、先ほど申し上げたとおり、この数字が明らかになったということであれば、どう皆様にお知らせするのがいいかということも含めて検討してまいりたいと思っております。

○議長（松田謙吾君） 古侯副町長。

○副町長（古侯博之君） 事務長からも答弁がありましたけれども、減算があるということは今の段階で私自身も捉えておりますけれども、実際的な期間の問題とか、それから人数の問題とか、そのところは一切まだ具体的なものは町には入ってきていないのです。それで、先ほど事務長から数百万円という押さえというところも、まだ内部では実際金額の詰めのところは正直なところ前段に言ったように分からない部分が多いので、していないのです。ただ、減算に向けての体制というか、解決の仕方をそれぞれどうやるべきなのか、そのところは十分押さえながら進めていきたいと思っております。

○議長（松田謙吾君） 4番、貳又聖規議員。

○4番（貳又聖規君） 4番、貳又です。私のほうで指摘というか、2つあるのです。1つは、北海道からですか、今介護保険の関係でペナルティーを受けているのです。これは、要は正常になるまで解除されないですよ。3か月たってもきたこぶしの現状はまだ駄目ですとなったからこれが延びる可能性があるわけです。そうですね。北海道がこれは大丈夫ですと認めない限りは駄目なのです。町は3か月というお話をしていますが、それはそうではないです。先ほど同僚議員からも質問がありましたが、やはりこれは早期に改善すべきなのです。ですから、これが3か月で認められるかどうか分からないですけども、3か月以上もかかるのであれば大変なことです。ですから、これは急がなければならないのです。

それで、今回町立病院約8,000万円、それで3,500万円です。1億1,500万円。これは町民の皆さんの血税を使うわけです。これだけあるのであれば、今は高齢者、弱い方々は本当に生活が大変なのです。皆さんは分かっていますよね。月幾らで生活されている方々がどれだけいるかということです。そして、いろいろ今日のご答弁を聞いていますと、今回の人事院勧告の話もありました。国のベアに基づくから、2,000円、3,000円上げるという話ですけども、これは来年になると公務員というのは昇給があるわけです。1年間で昇給がありますでしょう。2,000円だとか幾らだとか上がれば、それだけプラスアルファされるわけです。町内の皆さんなんてベアはほとんどない。私が何を言いたいかということ、古侯副町長はきたこぶしだけの問題ではなくて町立病院の問題でもあるということですけれども、今回の給与のベアだって国からお金をもらうわけではないですよ。町民の皆さんの血税を使いながら皆さんの給与になるわ

けです。そこを国がこうだから、私たちはこうだなんて言えるまちで本当にいいのかということなのです。それであれば私は、今は役場全体がちょっとおかしくなっているのではないか、全体がおかしくなっているのではないのかと思うわけです。

そこで、私は今回のきたこぶしの問題、これが解除されるまで責任を持って、早期にしっかりと認められる環境になるまで、もしも私が町長であればずっとその責任を取って給与等いろいろなことをやると思います。そういった思いが伝わらないのです。ですから私は言うのです。私が指摘することは町民の皆さんにごまかすような答弁は駄目です。だって、これは3,500万円の中で収まらないかもしれないですよ、解除されなければ。違いますか。北海道から必ず3か月後解除されますか。分からないですよ。そのために一生懸命頑張るのです。そういったことをしっかりと町民の皆さんに伝えなければ駄目です。白老町はウポポイがあり、今病院でこれだけのマイナスイメージになる、これがどれだけのまちづくりにとっての大ダメージかというところですよ。その辺をしっかりと受け止めて、理事者の皆さんは答弁をされる、けれどもその答弁は私には言い訳にしか聞こえないのです。私はそれを最後に問わせていただきます。

○議長（松田謙吾君） 村上病院事務長。

○病院事務長（村上弘光君） 貳又議員からペナルティーのお話がありました。確かに3か月といいましても、議員がおっしゃるように、そこでしっかりと改善を施設として示して、これを北海道が認めてくれないことには減算が続きます。3,050万円と簡単に言ってしまったようなのですけれども、これは1月から3月、4年度の数字という押さえであります。だから、先ほど5,600万円残るから、繰越剰余金があるからいいということではなくて、これは施設としては当然3か月でまずは改善するように、北海道に認めてもらうように、まずそこに全力を向けるということがまず1つ。それと、来年度繰越しがあるからいいということではなくて、利用者が少なくなることが当たり前ということではなくて、施設長以下、施設として改善に向けていかなければならないと。当然5,600万円に頼ることなく、失った信頼もそうですが、何とか利用者確保のために奔走していきたいと思っております。

○議長（松田謙吾君） 古侯副町長。

○副町長（古侯博之君） 議員からありました、町長を筆頭として私たち理事者の答弁を含めて一つ一つの言葉に何か身が入っていないという、そこは決して私自身そういうつもりで話をしているわけではなく、今回のこと、それから前にあった病院の経営不振の問題も含めて、これは非常にゆゆしき問題だと強く、強く捉えながら話をさせていただいているところでございます。いずれにしろ、今回のこの事実もしっかりと受け止めて、これをどう早期に解決していかなければならないかということ、先ほどからお話をさせていただいているとおり、ただ単にきたこぶしだけの問題ではなくて、病院、それから前に会派代表者会議のときにもお話をされたような役場全体の在り方を含めてしっかりと捉えて、職員一人一人が他人事ではなくて自らの職責の持ち方を含めてしっかりと解決していかなければならない問題だと強く思っております。このことについてはこれからも、今言った期間の問題もありますけれども、一日でも早く解決を図り、そして入所者の皆様方はもちろんですけれども、そのご家族、そして町民の皆様方に対する信頼回復をしっかり図ってまいりたいと思っております。言葉足らずの部分はたく

さんあるかと思えますけれども、ただただこの問題をしっかりと受け止めて真剣に解決していくことを再度ここで誓いというか、私の気持ちとして述べさせていただきたいと思えます。

○議長（松田謙吾君） ほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第5号 令和4年度白老町立国民健康保険病院事業会計補正予算（第2号）、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松田謙吾君） 全員賛成。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

◎議案第6号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

○議長（松田謙吾君） 日程第11、議案第6号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題に供します。

議案の説明を求めます。

高尾総務課長。

○総務課長（高尾利弘君） 議6―1をお開きください。議案第6号でございます。地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について。

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を次のとおり制定するものとする。

令和4年12月9日提出。白老町長。

改正条文の朗読は省略させていただきます。

少し飛びます。議6―14をお開きください。附則でございます。施行期日、第1条、この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、附則第9条の規定は公布の日から施行する。

第2条から第10条までの附則については朗読を省略させていただきます。

少し飛びまして、議6―21をお開きください。議案説明です。地方公務員法の一部を改正する法律の施行等を踏まえ、職員の定年を引き上げるとともに、管理監督職勤務上限年齢制及び定年前再任用短時間勤務制を導入するほか、所要の改正を行う必要があるため、本条例を制定するものである。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の概要

第1 改正の理由

令和3年6月、地方公務員法の一部改正に伴い、令和5年度から、地方公務員の定年年齢の段階的な引き上げや、管理職として勤務する上限年齢を定める制度が導入されることから、白老町職員の定年等に関し、関係条例を整備する必要がある。

第2 法改正の趣旨

全国的に少子高齢化が進み、生産年齢人口が減少している中、複雑高度化する行政課題へ対応していくため、定年年齢の引き上げにより、能力と意欲のある高齢期の職員を最大限活用しつつ、次の世代に知識、技術、経験等を継承しようとするもの

第3 改正の内容

1 定年延長にかかる措置

(1) 定年年齢の引き上げに関する規定の整備

職員の定年年齢を段階的に引き上げ、65歳とするための規定の整備を行う。

年 度	令和5年度	令和7年度	令和9年度	令和11年度	令和13年度
定年年齢	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳

(2) 管理監督職勤務上限年齢制に関する規定の整備

- ① 管理監督職勤務上限年齢（原則60歳）に達した管理監督職（主幹職以上）の職員については、翌年の4月1日までに非管理監督職（主査職）に降任する規定を設ける。
- ② 公務上の必要がある場合には、引き続き管理監督職として勤務できる規定を設ける。

(3) 定年前再任用短時間勤務制・暫定再任用制度に関する規定の整備

- ① 60歳に達した日以後最初の4月1日から定年退職の日までの間、退職した職員を短時間の職に再任用できる規定を設ける。
- ② 定年年齢の引き上げに伴い、現行の再任用制度を廃止する。なお、定年年齢を引き上げる間は、現行と同様に再任用できる制度を暫定的に措置するための規定を設ける。

(4) 情報提供・意思確認制度に関する規定の整備

職員に60歳以後の任用、給与等に関する情報を提供するとともに、60歳以後の勤務の意思を確認するための規定を設ける。

(5) 60歳を超える職員の給与に関する規定の整備

60歳に達した日以後の最初の4月1日以後の職員の給料の月額を7割水準とする規定を設ける。

※ 退職手当については、当分の間、60歳に達した日以後、引上げられた定年退職日以前に退職した場合であっても、「定年退職」の支給率により算定される。

2 その他

地方公務員法の改正に伴う所要の規定の整備を行う。

第4 施行期日

- 1 第3の(4) 公布の日
- 2 上記以外 令和5年4月1日

○議長（松田謙吾君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

○議長（松田謙吾君） 6番、前田博之議員。

○6番（前田博之君） 大事な部分がありますので、町の解説なり定義をお聞きしておきたいと思えます。

議6-2の第4条、白老町職員の定年等に関する条例の一部改正の2項です。ここに前項の規定にかかわらず、その職務と責任に特殊性があることまたは欠員の補充が困難であることにより定年を65歳とすることが著しく不適当と認められる職を占める医師その他の職員として任命権者が定める職員の定年は、ここです。65年を超え70年を超えない範囲内で任命権者が定めると、このようにされています。そこで、まず聞いておきます。その他の職員の、白老町としてですよ、白老町の条例ですから。どのような職員が対象になるのか。その範囲、そしてその他の職員という定義をお聞きします。

○議長（松田謙吾君） 高尾総務課長。

○総務課長（高尾利弘君） 今のご質問です。

医師その他の職員のその他の職員ですけれども、通常今の段階で、白老町で該当する職員はおりません。基本的にここに該当するのは医師のみとなります。

○議長（松田謙吾君） 6番、前田博之議員。

○6番（前田博之君） 医師のみと言いました。ここです。医師の定年、65年から70年、幅を設けています。では、町として医師の定年年齢は65歳を超え70歳を超えない範囲ですから、何歳にする考えでいるのか。どういう考えの下で何歳にするか。これは理事者でいいです、古俣副町長で。どういう議論になって、どういう年齢に定めているのか。その辺を伺います。

○議長（松田謙吾君） 高尾総務課長。

○総務課長（高尾利弘君） まず、私から説明をさせていただきたいと思えますけれども、先ほど言いました職務の責任の特殊性とか欠員補充の困難性を要件として、現行制度においては65歳を定年としている医師につきましては、国家公務員の医師職と同様に基本的な考えとしては令和5年度から2年ごとに定年年齢を1歳ずつ段階的に引き上げ、令和13年度からは70歳というのが国の考え方ございまして、今回65歳を超え70歳を超えない範囲で任命権者が定めるということで今提案させていただいている条例にはなっていますが、基本的には一般職員と同じように2年ごとに1歳ずつ引き上げるという考え方の下に整理してございます。というのは、いろいろな部分で医師一人だけではないものですから、それは全体として医師の年齢を一般職が上がったのと同様に職員も1歳ずつ上げるというのが基本的な考え方にはなります。ただ、任命権者が指定できるということはあります。その辺は流動的な部分もありますけれども、基本的にはそういう考え方で進めるということが基本になっています。

○議長（松田謙吾君） 古俣副町長。

○副町長（古俣博之君） 総務課長から具体的にありましたけれども、本町においても今の段階で医師職については65歳を定年にしておりますので、ほかの一般職と同様に今回の定年延長

制を押さえながら、医師職についても1歳ずつ年齢を高めていって70歳を今でいう定年という押さえでおります。ただ、延長の仕方はもちろん医師本人の考え方もあるだろうし、そこで辞めますという人もいるだろうと思うし、そのところは任命権者が定めるという押さえ方の中で主導はしていきたいと思っております。

○議長（松田謙吾君） 6番、前田博之議員。

○6番（前田博之君） 私が言っているのは、総務課長も任命権者が今のところ流動的だという言い方をし、古俣副町長も含みがあるような話をするのだけれども、段階的な処置は別ですよ、これは決まっているのだから。こんなのは当たり前の話、前提に聞いているのです。それを超えて、ここで言う超えない範囲で任命権者が定める年齢という部分の解釈を聞いているのです。なぜかという、本人の申出は別です。これは恣意的な裁量にあってはならないことなのです。そうですよね。ここの条文の解釈でいけばあることにもなるのです。ですから、そうではなくて、職員あたりもそうだと思うけれども、医師もこの部分の曖昧としては条例の言い回しは規則や要綱なんかで、今言ったようにこの部分についてもきちんと定められるということで解釈していいですか。このままやって、ここで議論していますけれども、一歩離れると元に戻ってこの解釈で、そのときの任命権者の裁量であなた辞めなさいとかどうだとなってくる。相手の資質もあるけれども。その部分も含んでいると思うのです、一般職はないから。その辺をきちんと聞いているのです。規則の中できちんとできるのですかということです。

○議長（松田謙吾君） 高尾総務課長。

○総務課長（高尾利弘君） 基本的にはここの定め方で任命権者が定めるというやり方とか、規則で定めるというやり方はあると思います。今回は任命権者が定めるということで、こちらは規則で定めるということの限定はしておりませんので、例えば決裁とか本人との協議の中で任命権者が本人の意思を確認しながら定めるということで、必ずしも規則に定めるという考え方ではございません。

○議長（松田謙吾君） 6番、前田博之議員。

○6番（前田博之君） では、その都度の任命権者の医者に対する見方、人事評価、あるいは世間の評判等々なんかを見て、任命権者がその都度裁量権を発揮できるということですか。これは非常に危険ですよ。今の総務課長はそうだよ。副町長、議案を上げるときにそこまできちんと議論整理をして、町長としてはこうだと、今のところは段階のことがあるから、そういう任命であれば何歳までと決めておきましょうと。その後運用上どうなるかとかあると思うのだけれども、今の総務課長の答弁は事務屋の答弁ではないです。副町長、そう思いませんか。

○議長（松田謙吾君） 古俣副町長。

○副町長（古俣博之君） ここの解釈の仕方では任命権者が定めるという言い方のところの、裁量の問題だから、では町長がこの医者は駄目だとか、いいだとか、そこでやるということではなくて、しっかりとした評価も含めてそこは客観的にやっていかななくてはならないことだと思っています。ただ、課長からあったように、規則として年齢を定めるところが医師の獲得からいってどうあるべきなのか、その辺のところこれから大きな課題にもなってくるので、任命権者である町長がその一定限の評価も含めて判断をしていくことが医師獲得についても

対応できるということでの押さえです。

○議長（松田謙吾君） 6番、前田博之議員。

○6番（前田博之君） この条項を出す以上、技術的、あるいは町長の裁量権がある等、非常に曖昧で混乱を起こす可能性があるのです。なぜ言うかという、これを出すときには、これから規則なんかも出てくると思うけれども、本来は逐条解説で誰が読んでも理解できるようなものにしておかなければ駄目なのです。そういう意味で言っているのです。それを総務課長がこうやって上げてきているのです、全部中身。それで、副町長方と中身を議論していると思います、1条ずつ大事なところ。そのときに一つの見解があって、それを議論して逐条解説をつくりますと、この解釈はこうですときちんと明言できるのが筋ではないですか。先ほど貳又議員も言っていましたけれども、それは担当同士が集まって、副町長を先頭にして議論をして、それぞれの方向性が出るというのが役場のシステムではないのか。その辺はどうなのですか。

○議長（松田謙吾君） 古侯副町長。

○副町長（古侯博之君） ここでの捉え方については、もちろんこの任命権者が定めるという捉え方については、議員がおっしゃったようにただ単に何もなくて、裁量にもならないような町長の思いだけでそれをやるということではなくて、もちろん条例の部分についてはそれなりの捉え方という、逐条解説も含めて押さえておかななくてはならない。これは中でのそういう議論というか、押さえ方はしておりますので、十分この押さえ方、こういう人事に関する部分については非常に微妙な部分もありますし、しっかりとした根拠に基づいてやっていかなければいろいろな問題が起きるので、十分そのところは内部の中でも押さえております。

○議長（松田謙吾君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第6号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松田謙吾君） 全員賛成。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

◎議案第10号 定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の
締結について

○議長（松田謙吾君） 日程第12、議案第10号 定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の

締結についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

大塩企画財政課長。

○企画財政課長（大塩英男君） 議案書、議10—1をお開きください。議案第10号 定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について。

次のとおり苫小牧市との間において定住自立圏形成協定の一部を変更する協定を締結することについて、白老町議会会議条例第7条第4号の規定により議会の議決を求める。

令和4年12月9日提出。白老町長。

協定の変更内容につきましては朗読を省略させていただきます。

続きまして、議10—3をお開きください。議案説明です。定住自立圏形成協定は、平成27年3月24日に苫小牧市との間で締結したものであり、人口定住のために必要な生活機能の確保に向けて、中心市宣言を行った苫小牧市と本町を含む東胆振4町が、広域連携による施策を推進するものである。東胆振広域圏定住自立圏構想の推進において、圏域内の消防指令業務の共同運用による消防体制の強化に係る修正及び追加項目が生じたことから、苫小牧市との定住自立圏形成協定の一部を変更する協定を締結するに当たり、議会の議決を求めるものであります。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（松田謙吾君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第10号 定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松田謙吾君） 全員賛成。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

◎議案第11号 消防指令業務に係る事務の委託に関する協議 について

○議長（松田謙吾君） 日程第13、議案第11号 消防指令業務に係る事務の委託に関する協議についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

加藤消防課長。

○消防課長（加藤 肇君） それでは、議11—1をお開きください。議案第11号 消防指令業務に係る事務の委託に関する協議について。

地方自治法第252条の14第1項の規定により、消防指令業務に係る事務を苫小牧市に委託することについて、次の規約のとおり協議することに対し、同条第3項の規定により議会の議決を求めるものであります。

令和4年12月9日提出。白老町長。

規約につきましては朗読を省略させていただきます。

次に、議11—2をお開きください。附則、この規約は、苫小牧市長と白老町長が協議して定める日から施行する。

次に、議11—3をお開きください。議案説明。東胆振圏1市4町による消防指令業務を共同で運用するため、消防指令義務に係る事務を苫小牧市に委託することについて、地方自治法第252条の14第3項の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（松田謙吾君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第11号 消防指令業務に係る事務の委託に関する協議について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松田謙吾君） 全員賛成。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

◎議案第12号 特別職の職員で常勤のものの給与の減額に関する条例の制定について

○議長（松田謙吾君） 日程第14、議案第12号 特別職の職員で常勤のものの給与の減額に関する条例の制定についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

高尾総務課長。

○総務課長（高尾利弘君） それでは、今日提出させていただいた議12—1をお開きください。

議案第12号でございます。特別職の職員で常勤のもの給与の減額に関する条例の制定について。

特別職の職員で常勤のもの給与の減額に関する条例を次のとおり制定するものとする。

令和4年12月16日提出。白老町長。

特別職の職員で常勤のもの給与の減額に関する条例。

(町長の給料月額減額)

第1条 令和5年1月1日から同月31日までの間における町長の給料月額は、特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例第3条の規定にかかわらず、同条別表第1に規定する給料月額から当該月額の100分の20に相当する額を減じて得た額とする。

2 前項に定めるほか、給料の支給については、特別職給与等条例を準用する。

附則、この条例は、公布の日から施行し、令和5年1月31日をもって廃止する。

次のページ、議12-2をお開きください。議案説明であります。特別職の職員で常勤のもの給与の減額に関する条例の制定について。

介護老人保健施設きたこぶしの入所者に対する不適切な行為や扱い等の虐待事案が発生したことに伴い、入所者並びにご家族の皆様にご不快な思いやご心配、ご迷惑をおかけし、町民の信頼を損なったことへの責任を重く受け止め、令和5年1月1日から同月31日までの間における町長の給料を20%減額する措置を講ずるため、本条例を制定するものであります。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長(松田謙吾君) 戸田町長。

○町長(戸田安彦君) 給与減額の条例の制定について、介護老人保健施設きたこぶしの虐待の件で少しお話をさせていただきたいと思っております。

このたび削減の提案をいたしました。給与の削減のみならず、先ほどの病院会計のご指摘もいろいろございました。そして、今後の病院にもいろいろな影響を及ぼすと考えております。早急に再発防止に向けて指導管理体制や様々な防止策に努めていきたいと思っておりますし、法令及び社会規範の遵守を徹底して守る、そのことが防止策につながると思っておりますので、改善を早急に行っていきたいと考えております。町民の皆様、そして議会の皆様にはこのような不祥事に当たり、深く私も含めて職員も反省し、今後に向けて改善をしていきたいと思っておりますので、ここで深くおわびを申し上げます。

特別職の職員で常勤のもの給与の減額に関する条例

(町長の給料月額減額)

第1条 令和5年1月1日から同月31日までの間における町長の給料月額は、特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例(昭和43年条例第8号。以下「特別職給与等条例」という。)第3条の規定にかかわらず、同条別表第1に規定する給料月額から当該月額の100分の20に相当する額を減じて得た額とする。

2 前項に定めるほか、給料の支給については、特別職給与等条例を準用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和5年1月31日をもって廃止する。

○議長（松田謙吾君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

○議長（松田謙吾君） 4番、貳又聖規議員。

○4番（貳又聖規君） 4番、貳又です。先ほども質問しましたが、北海道からの解除、これがされない限りはまだ厳しい環境だということですよ。ですから、被害者の皆様、そして町民の皆様の信頼を回復するには1か月の措置、これは何が何でも早急に北海道からもしっかりと認められるということは最低限です。だけれども、その環境改善がされない中で1か月と区切ったその思いはどのような思いでしょうか。

○議長（松田謙吾君） 古侯副町長。

○副町長（古侯博之君） 全員協議会するときにも責任の取り方については順番がこうではないかというご指摘もありました。私もそのところは十分承知をしているつもりです。ただ、そのときもお話を申し上げましたけれども、なかなか町長の今の状況の中ではそれ以上といいますか、期間の中での取り方というのはまずは難しい状況にあるという判断をさせていただきました。町長が1月中旬に退任された後については、町政の継続ということからいけば職務代理者がその責を受けて進めなければならないと考えておりますし、また足りない部分についてはその後の町長の責任としてまたつないでいかなければならないと思っています。ただ、ご指摘のあったように、先ほどもお話をしたように、一日も早くその改善を図っていくことが今よりも大事なことだということで、私たち理事者も含め、もちろんきたこぶし、病院も一体になりながら改善を図ってまいりたいと思っておるところです。

○議長（松田謙吾君） 4番、貳又聖規議員。

○4番（貳又聖規君） 4番、貳又です。先ほども私は言いました。町民の皆さんの生活、これは本当に大変なものです。燃料も上がりながら、本当にどういう生活をされているかと。その中であって古侯副町長は、それはしっかりと対応するというようなご答弁をいただいておりますが、その責任の見せ方というのは、例えば報酬、給与の減額であるとか、そういうことだと私は思うのです。ご答弁ではしっかりしたことをするといっても、理事者としての責任の取りよう、これをしっかりと町民の皆さんに見せなければ理解いただけないと私は考えます。現に今回の1か月の部分でいくと、これは町民の皆さんだつて3か月、これで改善されるかどうか分からないのであれば、ずっと責任を持って理事者の皆さんがしっかりとしてやるのが当たり前でしょう。要は町長がいらっしゃらないなら、職務代理者はいらっしゃるのですから、町長がいなかったらまちが動かないということはないですよ。そのような仕組みになっているのですから、私はそういうことも含めてしっかりとした対応をお願いしたいということを述べさせていただきます。

○議長（松田謙吾君） 古侯副町長。

○副町長（古侯博之君） 議員からご指摘いただいたことは私も本当にしっかりと受け止めて、その改善に向けて進めていきたいと思っております。十分今のお言葉を受け止めさせていただ

きます。

○議長（松田謙吾君） ほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第12号 特別職の職員で常勤のものの給与の減額に関する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手多数〕

○議長（松田謙吾君） 反対、4番、貳又聖規議員。賛成12、反対1。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

◎諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長（松田謙吾君） 日程第15、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

古俣副町長。

○副町長（古俣博之君） 本日配付の諮問第1号でございます。人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて。

人権擁護委員に次の者を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

令和4年12月16日提出。白老町長。

それでは、記書きのところでございますけれども、住所、白老郡白老町字石山39番地754、氏名、新谷育子、生年月日、昭和47年6月16日生まれ、50歳です。

諮問の諮1―2、履歴調書ですけれども、記載の学歴、職歴、公職歴については朗読を省略させていただきます。

なお、新谷さんにつきましては、平成29年4月より人権擁護委員をお務めいただいております。続けていただくということでの今回のご提案でございます。

ご審議よろしく願います。

○議長（松田謙吾君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

次に、この件について意見があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 意見なしと認めます。

お諮りいたします。

諮問第1号については、適任ということでご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） ご異議なしと認めます。

よって、諮問第1号については、適任という意見を付することに決定いたしました。

◎諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長（松田謙吾君） 日程第16、諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

古俣副町長。

○副町長（古俣博之君） 続きまして、本日配付の諮問第2号でございます。人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて。

人権擁護委員に次の者を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

令和4年12月16日提出。白老町長。

記書きのところでございます。住所、白老郡白老町東町1丁目3番18号、氏名、山田和子、生年月日、昭和33年10月30日生まれ、64歳でございます。

諮2-2、履歴調書ですが、記載の学歴、職歴、公職歴及び民間団体歴については朗読を省略いたします。

なお、山田さんにつきましては、新任ということで推薦をさせていただきたいと思っております。

ご審議よろしくお願いたします。

○議長（松田謙吾君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

次に、この件について意見があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） ご意見なしと認めます。

お諮りいたします。

諮問第2号については、適任ということでご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） ご異議なしと認めます。

よって、諮問第2号については、適任という意見を付することに決定いたしました。

◎報告第1号 専決処分の報告について（工事請負契約の金額
の変更について）

○議長（松田謙吾君） 日程第17、報告第1号 専決処分の報告について（工事請負契約の金額の変更について）を議題に供します。

提出者からの説明を求めます。

○議長（松田謙吾君） 大塩企画財政課長。

○企画財政課長（大塩英男君） 議案書、報1-1をお開きください。報告第1号 専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている下記事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和4年12月9日提出。白老町長。

記、第2号、議会の議決を経た工事請負契約について、当該議決に係る契約金額がその100分の10を超えない範囲（当該金額が500万円を超える場合にあっては、500万円以内）で変更すること。

続きまして、報1-2をお開きください。専決処分書です。地方自治法第180条第1項の規定に基づき、白老町議会会議条例第8条の規定により町長において専決処分することができる事項について、次のとおり専決処分する。

令和4年11月28日専決。白老町長。

記、1、工事名、令和3年度施行バンノ沢川砂防工（第7支溪）。

2、現請負金額、1億384万円。

3、新請負金額、1億600万7,000円（216万7,000円増）。

4、概要、当該工事において、構造物撤去工及び共通仮設の数量変更により請負金額を増額変更するものである。

よろしく願いいたします。

○議長（松田謙吾君） ただいま提出者から説明がありましたが、この件に関して何かお尋ねしたいことがありましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） なしと認めます。

報告第1号は、これをもって報告済みといたします。

◎報告第2号 定期監査の結果報告について
報告第3号 例月出納検査の結果報告について

○議長（松田謙吾君） 日程第18、報告第2号 定期監査の結果報告について、報告第3号 例月出納検査の結果報告についてを一括議題に供します。

地方自治法第199条第4項の規定により実施した定期監査の結果を同条第9項の規定により及び地方自治法第235条の2第1項の規定による例月出納検査の結果を同条第3項の規定により、監査委員から報告がありました。

議案の朗読は省略いたします。

この件に関して何かお尋ねしたいことがありましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） なしと認めます。

報告第2号及び報告第3号は、これをもって報告済みといたします。

◎承認第1号 議員の派遣承認について

○議長（松田謙吾君） 日程第19、承認第1号 議員の派遣承認についてを議題に供します。

本件につきましては、別紙のとおり、胆振管内町村議会議長会第2回定期総会などが予定されております。

承認第1号 議員の派遣承認については、別紙のとおり派遣いたしたいと思っております。

なお、日程の変更等細部の取扱いについては、あらかじめ議長に一任願いたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 異議なしと認めます。

よって、承認第1号 議員の派遣承認については別紙のとおり派遣することに決定いたしました。

◎意見書案第10号 带状疱疹ワクチンへの助成並びに定期接種化を求める意見書（案）

○議長（松田謙吾君） 日程第20、意見書案第10号 带状疱疹ワクチンへの助成並びに定期接種化を求める意見書（案）を議題に供します。

提出者からの説明を求めます。

12番、長谷川かおり議員。

〔12番 長谷川かおり君登壇〕

○12番（長谷川かおり君） 意見書案第10号。

提出者、賛成者は、記載のとおりであります。

带状疱疹ワクチンへの助成並びに定期接種化を求める意見書（案）。

標記の意見書を別紙のとおり、白老町議会会議規則第8条の規定により提出いたします。

带状疱疹ワクチンへの助成並びに定期接種化を求める意見書（案）

带状疱疹は、過去に水痘に罹患した者が、加齢や過労、ストレスなどによる免疫力の低下により、体内に潜伏する带状疱疹ウイルスが再燃し発症するものである。

日本人では、50歳代から発症率が高くなり、80歳までに3人に1人が発症するといわれており、治療が長引くケースや後遺症として痛みなどの症状が残るケースもある。

この带状疱疹の発症予防のために、ワクチンが有効とされているが、費用が高額になることから接種を諦める高齢者も少なくない。

带状疱疹による神経の損傷によって、その後も痛みが続く「带状疱疹後神経痛」と呼ばれる合併症に加え、角膜炎、顔面神経麻痺、難聴などを引き起こし、目や耳に障害が残ることもあるといわれている。

そこで政府に対して、一定の年齢以上の国民に対するワクチンの有効性等を早急に確認し、带状疱疹ワクチンの助成制度の創設や予防接種法に基づく定期接種化を強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

提出先は、記載のとおりであります。

○議長（松田謙吾君） ただいま提出者から説明がありました。

お諮りいたします。質疑及び討論を省略し、採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） ご異議なしと認めます。

これより採決いたします。

意見書案第10号 带状疱疹ワクチンへの助成並びに定期接種化を求める意見書（案）、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松田謙吾君） 全員賛成。

よって、意見書案第10号は原案のとおり可決されました。

議会の意思としてそれぞれの機関に送付することといたします。

◎意見書案第11号 インボイス制度導入の延期を求める意見書（案）

○議長（松田謙吾君） 日程第21、意見書案第11号 インボイス制度導入の延期を求める意見書（案）を議題に供します。

提出者からの説明を求めます。

8番、大淵紀夫議員。

〔8番 大淵紀夫君登壇〕

○8番（大淵紀夫君） 意見書案第11号。

提出者、賛成者は、記載のとおりであります。

インボイス制度導入の延期を求める意見書（案）。

標記の意見書を別紙のとおり、白老町議会会議規則第8条の規定により提出いたします。

インボイス制度導入の延期を求める意見書（案）

来年10月から消費税のインボイス（適格請求書）制度の実施に反対する声が大きく広がって

いる。インボイスを発行するため課税業者にとっても深刻な負担増となり、免税業者のままでも営業・暮らしは深刻な事態に陥ることは明らかである。制度の影響を受けるのは、小売店・飲食店・町工場などの中小零細事業者、農民、個人タクシー、理美容業者、ひとり親方などあらゆる個人事業者など多岐にわたります。

全国商工会議所は、「約500万者ある免税事業者が取引から排除されたり、不当な値下げ圧力等を受けたりする懸念があり、システムの変更や新たな事務など事業者にとって多大な負担が生じる」と訴え、インボイスの導入は当面の間、凍結を求めている。

日本出版社協会はインボイス制度の中止を求める声明を出し、日本アニメーター・演出協会理事会も反対を表明、日本税理士連合会は見直しと実施の延期を要求している。シルバー人材センターも、会員への適用を除外することを求めている。

コロナ危機から営業と暮らしを立て直そうと努力している事業者、フリーランスの人々に、インボイスの導入が追い打ちをかける可能性がある。

よって、国会及び政府においては、全国商工会議所はじめ、多くの諸団体の声を真正面に受け止め、インボイス導入を一旦立ち止まり延期することを強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

提出先は、記載のとおりであります。よろしく願いいたします。

○議長（松田謙吾君） ただいま提出者から説明がありました。

お諮りいたします。質疑及び討論を省略し、採決したいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） ご異議なしと認めます。

これより採決いたします。

意見書案第11号 インボイス制度導入の延期を求める意見書（案）、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松田謙吾君） 全員賛成。

よって、意見書案第11号は原案のとおり可決されました。

議会の意思としてそれぞれの機関に送付することといたします。

◎常任委員会所管事務調査の報告について

○議長（松田謙吾君） 日程第22、常任委員会の所管事務調査について調査結果の報告を求めます。

最初に、総務文教常任委員会吉谷一孝委員長。

〔総務文教常任委員会委員長 吉谷一孝君登壇〕

○総務文教常任委員会委員長（吉谷一孝君） 所管事務調査の結果報告について。

本委員会は、所管事務調査を終了したので、その結果を次のとおり報告します。

1、調査事項、町内小中学校の教育環境について。

2、調査の方法、3、調査日程、4、出席委員、5、説明のために出席した者の職・氏名、6、団体からの出席者、7、職務のために出席した者の職・氏名は、記載のとおりです。

8、調査結果。

(1)、町内小中学校の教育環境について。

本委員会は、町内小中学校の教育環境について、担当課から説明を受けて、現状と課題、対策を把握し、今後の在り方を検討する所管事務調査を終了したので、その内容を次のとおり報告するものである。

①、小中学校の現状と課題について。

小中学校は、令和4年10月1日現在、小学校4校444人と中学校2校246人、6校で合計693人である。平成25年との比較では、40%減の463人が減り、1年間で平均46人ずつ減っている。特別支援学級は小学校では11クラス28人、中学校は4クラス16人である。

児童生徒数が減少傾向にある中、小学校では竹浦小学校と虎杖小学校が複式学級となっている。遠隔授業の導入や修学旅行等の行事を小小連携による隔年実施等、課題の解決に努められているがさらなる教育環境や学校経営の充実が求められている。

教職員は、小中学校6校で83人、その他道教委の負担による時間講師、学習指導員、スクールサポートスタッフと町教委負担による学習支援員、特別支援教育支援員で21人となっており、合計104人である。それぞれ各学校に必要なに応じて配置しているが、学習指導員については一部で人材不足などにより欠員が生じている状況である。

中学校の部活動の状況として、運動部への加入率は、白老中学校で41.7%、白翔中学校で56.4%、文化部への加入率は、白老中学校で23.8%、白翔中学校で8.2%と、いずれも減少傾向となっており、特に生徒数の減少に伴い運動部では既に個人種目が中心で団体種目の部活動ができなくなっており、一部では町外のクラブチームに参加している状況なども見受けられ、町として実態把握や生徒が希望する部活動の編成、保護者の負担軽減等が急務である。さらには部活動の専門的な指導ができる教員の確保が困難となっており、部活動指導員の確保や令和5年度から段階的に導入される「部活動の地域移行」においても早期に取り組まなければならない。

②、経済的支援について。

令和4年度の要保護・準要保護の認定率は、児童生徒数693人に対して、要保護17人、準要保護175人、合計192人で27.6%である。

準要保護世帯は、106世帯で、一般家庭36世帯34%、母子家庭68世帯64.2%、父子家庭2世帯1.9%となっており、近年では一般家庭の割合が増えている傾向となっている。

また、平成28年度から準要保護の認定基準率を1.1から1.3に見直しし、就学援助制度では、平成30年度より新入学用品費、令和元年度はPTA会費及びクラブ活動費、生徒会費、令和4年度でアルバム代及び通信費が追加されている。

要保護・準要保護の認定率が依然として高い水準であり、これまで認定基準率の見直しや支給費目の拡充に取り組まれているものの、他市町村と比較しても本町の割合が高いため、認定基準率の引上げ等も含み経済的な支援措置が求められる。

③、学力向上支援について。

全国学力・学習状況調査では、過去3年間においては全道及び全国平均ともに低調であったが、令和4年度において全国平均と同等あるいは上回る結果となった。一方で、標準学力調査では小中学校ともに全国平均より下回っており今後の課題であると捉えている。

学習する機会や挑戦する機会を保障する取組として、漢字検定や英語検定などが行われ、過去5年間では児童・生徒の挑戦する意欲が高まっている傾向にあり、特に英語検定では準2級以上の受検も増加している状況である。

今後も白老寺子屋や放課後学習等の充実を図ること、教育の質向上や学習支援員の確保など、より一層の充実を図ることが必要である。そのためにも家庭での学習環境の充実や保護者の理解が重要と捉える。

④、いじめ、不登校対策について。

いじめの認知件数は、平成27年度から上昇傾向にあるが、積極的な認知を行い、年度内で解決することに努めており、重大事態につながるいじめはない状況である。

不登校児童生徒数は、令和3年度で小学校10人、中学校22人で、特に中学校の不登校生徒数が生徒総数252人に対し8.7%と割合が増加傾向となっている。その要因として小学校から不登校となっている児童が中学校に進学されていることや他からの転入による事案も多く、不登校児童生徒の対応として教育支援センターの通級やスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを配置し対応している。

いじめ、不登校対策については、保護者の養育状況の変化や生活様式の多様化など家庭生活に起因するものが少なくないが、継続して子供を主体とした取組を充実、支援していくことが求められる。

⑤、高校進学状況。

本町の高校進学状況は、令和3年度は専修学校を含め99%であり、全国及び北海道平均98.9%と同程度であったが、令和2年度は94.4%で平均より下回っており、各年度によって差が生じている。

進路先は、令和3年度卒業生は、白老東高校14人(14%)、苫小牧公立高校・国立高専40人(39%)、その他公立高校13人(13%)、北海道栄高校7人(7%)、苫小牧私立高校6人(7%)、その他私立高校3人(2%)、特別支援養護学校4人(4%)、その他定時・通信学校5人(12%)であり、就職・未定2人(1%)となっている。

年度によって進学率が低い傾向となるのは、不登校児童生徒数や家業を継ぐこと等が要因と捉えているが、生徒が希望する高校へ進学できるよう、さらなる基礎的・基本的学力の定着を図り、学力向上を推進することが求められる。

委員会意見。

本委員会としては、小中学校の教育環境の今後の在り方について、児童生徒数は出生率等の想定で減少傾向にあり、今後も各学校での学習面や生活面における学校運営全般で検証が急務であると捉える。

部活動については、児童生徒数の減少により部活動の維持存続が困難となっており、「部活動

の地域移行」に向けた施策など効果的な活動の推進が必要である。また、町外でのクラブ活動に参加する実態調査や対応策も必要であり、さらには貧困等を理由に部活動に参加できないでいる児童生徒の支援も検討すべきである。

経済的支援については、依然として要保護・準要保護の認定率の割合が高く、引き続き就学援助制度の充実や給食費の無償化、高校進学への支援等、支援の必要な家庭へのさらなる対策が必要であり、認定基準率についても近隣自治体で導入している基準率を1.5に引き上げることも検討すべきである。

また、各学校では災害時における緊急避難所として位置づけられていることから、地域の防災拠点としての機能強化を図るため必要な備蓄品等を充実すべきである。

教育環境の充実を図る政策は、地方創生においても重要な位置づけとなっており、町外からの移住定住を希望する子育て中の方々においても不可欠である。本町の人口減少対策においても結婚、出産、子育て、教育といった面的な施策を推進の視点で政策化に取り組むべきである。

上記意見の政策化に当たり、引き続き実態調査、方針決定、政策の遂行を組織的かつ効率的・効果的に展開されることを強く望むものである。

9、総務文教分科会。

総務文教分科会は、学校運営協議会の運営等について各学校長と懇談を実施した。その内容については、別紙活動報告書のとおりである。

以上であります。

○議長（松田謙吾君） 次に、産業厚生常任委員会広地紀彰委員長。

〔産業厚生常任委員会委員長 広地紀彰君登壇〕

○産業厚生常任委員会委員長（広地紀彰君） 所管事務調査の結果報告について。

本委員会は、所管事務調査を終了したので、その結果を次のとおり報告します。

記、1、調査事項、(1)、常任委員会、集中豪雨等の災害時における水害対策について。(2)、分科会、特定非営利活動法人NPOウテカンパとの懇談。

2、調査の方法、3、調査日程、4、出席委員、5、説明のために出席した者の職・氏名、6、団体からの出席者、7、職務のために出席した者の職・氏名は、記載のとおりです。

8、調査結果。

本委員会は担当課の説明を受け、集中豪雨等の災害時における水害対策についての所管事務調査を終了し、また、特定非営利活動法人NPOウテカンパとの懇談を行ったので、その内容を次のとおり報告する。

(1)、産業厚生常任委員会。

町の水害発生状況と対策について。

白老町は様々な地形条件から雨雲が発達しやすく、年間降水量は1,500ミリと道内でも有数の集中豪雨地帯となっている。

町内には多くの河川があり、集中豪雨に見舞われると洪水の被害を受けやすく、過去には様々な災害が発生している。昭和62年8月にはウヨロ川とブウベツ川の氾濫により、北吉原緑泉郷地区においてゴムボートでの住民救出が必要となったほか、平成26年9月の豪雨では白老町内

で発生した災害としては過去最高額となる8億円を超える被害額を記録した。近年は著しく大きな水害は発生していないものの、河川の増水による冠水や河川護岸等の一部崩壊などが例年発生している。

町では主に準用河川や普通河川を管理し、災害を未然に防ぐために河川・排水路などの治水事業を実施している。日常的に道路・河川・排水路等の異常の有無の確認のほか、台風の接近時には災害パトロールを実施し、被害拡大の未然防止に努めている。各パトロール班はスマートフォンのアプリを通じて現地の状況や写真、動画を相互連絡体制により共有し、警報発令時には防災・交通室を加えた情報共有体制となっている。

災害パトロールにおいては予報や降水量と併せ、過去の災害発生場所や町民から相談を受けた場所など重点的に実施している。

また、石山地区は大排水路の氾濫による道路冠水が毎年発生しているため、ポンプを稼働して排水を行っているほか、監視を強化するため、令和4年6月より監視カメラ及び水位計を設置し、迅速な観測対応が可能となっている。

委員会意見。

1時間降水量が50ミリを超える豪雨の増加傾向により、北海道など関係機関と連携した町内水害対策がより一層重要となっていることを踏まえ、当委員会は現地調査を含め慎重に調査を実施し、ここに意見を付する。

第1に、防災設備の維持更新の徹底に努めるべきである。近年整備された石山地区河川の水位監視システムを視察したが、こうした設備の充実が災害対応の迅速化及び効率化に資する点やパトロール対応員の安全性へ寄与できる点が見受けられ評価する一方、樋門の老朽化や排水路矢板の腐食・土砂流入による流速確保不足など、設備の維持更新が喫緊の課題となっている点も見受けられる。町民の生命財産を水害から守るという使命感に立脚し、維持充実の重点化を進めながら、防災関連事業費の確保に努められたい。

第2に、町民に対する、より充実した情報提供を行うべきである。北海道の事業を通してインターネット上で町内主要河川の状況が随時監視できる体制の整備が進んでいる状況は理解できる一方、こうした情報提供が町民に図られることこそ町民の安全に資すると考える。防災・交通室とも連携し、町内の水害危機に関する情報提供のありようを一層充実すべきである。

休日にも当番で携帯電話を所持し災害発生に備え待機、日常パトロール、そして水害の原因となり得る箇所調査など、平時の備えに対する尽力を評価する一方、町民からの情報提供体制の構築に努め、さらなる水害防止体制の充実に努められたい。

(2)、産業厚生分科会。

産業厚生分科会は、特定非営利活動法人NPOウテカンパとの懇談を実施した。その内容については、別紙活動報告書のとおりである。

以上であります。

○議長（松田謙吾君） 次に、広報広聴常任委員会西田祐子委員長。

〔広報広聴常任委員会委員長 西田祐子君登壇〕

○広報広聴常任委員会委員長（西田祐子君） 所管事務調査の結果報告について。

本委員会は、所管事務調査を終了したので、その結果を次のとおり報告します。

記、1、調査事項、(1)、常任委員会、①、議会懇談会の実施に関する事項。(2)、小委員会、①、議会懇談会の企画及び運営に関する事項、②、広報及び広聴の調査・研究に関する事項、③、議会広報の編集・発行に関する事項。

2、調査の方法、3、調査日程、4、出席委員、5、職務のために出席した者の職・氏名は、記載のとおりです。

6、調査報告。

本委員会は所管事務調査を終了したことから、次のとおり報告する。

(1)、常任委員会。

①、議会懇談会の実施。

白老町議会は、第5次議会改革推進計画の基本方針で、議会懇談会、議会報告会の在り方について検討することとしている。新型コロナウイルス感染症の流行により、白老町議会も議会報告会・懇談会の開催を見送り、感染拡大防止に努めてきたが、本小委員会としては町民との懇談は極めて大切な取組であり、適切な機会を捉え実施するべきとしていた。

平成28年6月に選挙権を18歳に引き下げる法改正が行われており、高校生に議会を理解してもらうきっかけとなればとの期待を込めて、「白老の未来を考えよう」をテーマに、北海道栄高等学校及び白老東高等学校の生徒との懇談会を開催するに至った。

当日は、両校生徒会を中心に町内外の生徒に参加していただき、北海道栄高校の生徒との懇談は議会議事堂を会場に実施。白老東高校の生徒との懇談は、学校の会議室をお借りしてグループごとに行った。

懇談会では、リラックスして懇談できるように焼き菓子などを用意し、和やかな雰囲気の中、若者らしい考え、思いを聞くことができた。これからの議会報告会・懇談会においても同様の手法を取り入れ、より多くの意見や提案を聞くことができるよう努め、議会活動に反映させていきたい。

この懇談会は、両校の校長はじめ教職員のご協力の下実現できたものであり、皆さんに感謝し、今後の定期的な実施について検討していきたい。

懇談会の内容とアンケート結果は別紙のとおりである。

(2)、小委員会。

①、議会懇談会の企画及び運営。

町内2校の高校生との懇談会実施に向け、企画・調整を行った。

②、広報広聴の調査・研究（行政視察対応）。

議会改革の一環としての広報広聴活動について、懇談を行った。

③、議会広報の編集・発行。

議会だより第181号の編集・発行を行った。

以上であります。

○議長（松田謙吾君） ただいまそれぞれの常任委員会から報告がございましたが、この報告に対して何か質問がございましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） なしと認めます。

それでは、これをもって報告済みといたします。

◎諸般の報告

○議長（松田謙吾君） 日程第23、議長から諸般の報告をいたします。

休会中の各委員会における所管事務等の調査について報告いたします。議会運営委員会、総務文教常任委員会、産業厚生常任委員会、広報広聴常任委員会の委員長から、委員会規則第17条の規定により、お手元に配付いたしました通知書のとおり休会における所管事務等の調査の申出がありました。各常任委員会においては、調査等よろしくお願いいたします。

また、皆様には要望書等5件を前もって配付しております。議会運営委員会で参考配付を決定した要望書等については、皆様に事前に配付しておりますが、それぞれ関係する団体等から提出され、いずれも重要事項の解決、要望を趣旨としたものであり、議員各位にはその趣旨を十分ご理解賜り、それぞれの立場でしかるべく措置をいただきたくお願いをいたします。

◎休会について

○議長（松田謙吾君） 日程第24、休会についてお諮りいたします。

通年議会のため明年1月5日まで会期となっております。明日12月17日から明年1月5日までの20日間を休会といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） ご異議なしと認めます。

よって、明日17日から明年1月5日までの20日間を休会とすることに決定いたしました。

◎散会の宣告

○議長（松田謙吾君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。私からも一言申し上げたいと思っております。

令和4年の4定が皆さんの協力でコロナの中、皆頑張って終わることができました。ありがとうございます。この定例会、何といたっても、一般質問の中でもありましたが、戸田町長の急遽辞任であります。来月の中旬頃正式に辞職をして、白老丸の船長から降りて、船長不在の50日間となります。どうかこの船長不在の50日間、みんなで知恵を出し合って、町民が迷わない50日間になればならないと、こう思っております。

戸田町長、11年間、昨日全くの素人だった私がというところから始まって、お言葉がありました。財政再建中、本当に厳しい中、23年から町債が約273億幾らあったのですが、今は160億円にした。約110億円減額をしました。大変な苦労だったと思っております。しかし、これには21年に優秀な役場の職員五十数名が財政再建のために辞めておりますし、それから町民には固定資産税20%、これも1年に約2億5,000万円ですから、10年で25億円、それから法人町民税、これもまた20%アップで、たしか13億円か、このぐらいの血を削って再建になったことも私は忘れて

はならないと思います。しかしながら、私はこの10年間、私も40年やっております、確かに町債は減ったけれども、私はまちの色が、あのきらきら光っていたまちが少し光がなくなってきた、まちの光がなくなってきたと思っています。どうかひとつ今後まちの光がもう少し輝くようなまちに、それから町長が出していた笑顔のまち、このまちに一日も早く戻るように、そして町長はこれからもう一段高い北海道議会になるわけですから、大いに白老のために力を入れて、議会と戸田道議、まだ当選していませんから、きっと当選すると思うのですが、そうなったとき、両輪で白老のまち再建に力を貸して、みんなでもうちょっと光輝く、そして笑顔あふれるまちにすることを、私も40年議員になってやっています。人生の半分です。80歳ですから、40年。議員になってから44年目です。私も手抜きしないで全力でやってきたつもりなのですが、いずれにしても老いてしまいました。どうかひとつ皆さん、戸田町長が当選したら戸田道議と白老町議会とまさに両輪になって、もうちょっと輝くまちにしていきたい、こういう願いを込めて一言皆さんにお願いをしておきたいと思います。

どうもありがとうございました。

本日はこれをもって散会いたします。

(午後 2時29分)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 松 田 謙 吾

署 名 議 員 吉 谷 一 孝

署 名 議 員 小 西 秀 延

署 名 議 員 及 川 保